

# 双葉町地域福祉ビジョン

## —第3次—

～人にやさしい福祉のまちづくり～

(令和8年度～令和12年度)



令和8年2月



社会福祉法人  
双葉町社会福祉協議会

## 第3次双葉町地域福祉ビジョン

第1章	双葉町地域福祉ビジョン策定にあたって……………	3
第1節	ビジョン策定の背景	
第2節	ビジョンの位置づけ	
第3節	地域福祉の考え方	
第4節	ビジョンの期間	
第2章	地域福祉を取り巻く現状……………	15
第1節	帰還に向けた双葉町民の状況	
第2節	震災後の双葉町社会福祉協議会とこれまでの事業	
第3節	帰還に向けた流れ	
第4節	地域福祉に関する課題	
第3章	ビジョンの目指す方向性について……………	27
第1節	基本方針	
第2節	基本目標及び施策方針	
第3節	ビジョンの体系	
第4章	施策の展開……………	37
第1節	誰も取り残さない、地域福祉の仕組みづくり	
1)	相談支援体制の強化	
(1)	地域包括支援センターの強化	
(2)	サポートセンター総合相談の充実	
(3)	生活支援相談員等の訪問活動の充実	
2)	介護・福祉事業による町民の生活支援体制の強化	
(1)	介護予防事業、介護サービスの推進	
(2)	生活困窮者支援事業の充実	
(3)	権利擁護の推進	
3)	帰還に併せた町民支援体制の推進	
(1)	相談支援体制の拡充	
(2)	介護サービス等の拡充	
第2節	安心して暮らせる住民主体の地域づくり	
1)	地域支え合いの推進	
(1)	「支え合い」の啓蒙・啓発	
(2)	活動を支える人材の育成	

- (3) 地域の生活支援体制の充実
- 2) 災害時等の支援体制づくり
  - (1) 災害時等に備えた体制整備
- 3) 双葉町内の地域支え合いづくり
  - (1) 「支え合い」の啓蒙・啓発
  - (2) 町民の実態把握
- 第3節 社会福祉協議会の基盤整備
  - 1) 組織体制の強化
    - (1) 組織体制の強化
    - (2) 財源の確保
    - (3) 職員の資質向上・育成
  - 2) 帰還に併せた組織体制整備
    - (1) 社協組織体制の整備

**第5章 地域別施策の考え方と5年後(令和12(2030)年)の到達目標……………57**

**第1節 双葉町**

**第2節 避難先**

- 1) いわき(市内)拠点
- 2) その他拠点

**第6章 ビジョンの推進にあたって……………61**

**第1節 ビジョン内容の周知徹底**

**第2節 推進体制と見直し**

**第3節 ビジョンの進行管理**

## 第1章 双葉町地域福祉ビジョン策定にあたって

## 第1章 双葉町地域福祉ビジョン策定にあたって

### 第1節 ビジョン策定の背景

- 平成23(2011)年3月に起こった東日本大震災、東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故により、双葉町は大きな被害を受け、未だなお多くの町民の避難を余儀なくされています。
- 双葉町は、平成23(2011)年に警戒区域に指定されました。平成25(2013)年7月には、浜野・両竹地区が避難指示解除準備区域、それ以外の地区が帰還困難区域に再編されました。
- いわき市、郡山市、南相馬市、福島市、白河市等の県内市町村に加え、加須市、つくば市等の県外まで町民の避難先は分散し、福祉課題は、深刻化、複雑化しています。例えば、避難生活により、一人暮らしの高齢者が増加し、認知症、社会的孤立等、見守りを必要とする人が増加しました。
- さらに、仮設住宅から復興住宅、持ち家等への移動により、これまでに築かれてきた絆は崩れ、コミュニティの希薄化が進みました。そのような状況の中、福祉課題を正確に把握すること、そして、それらの解決に向けてどのような取り組みを行うのかを示していくことが大切です。
- その後、除染作業、福島第一原発の廃炉作業の進展、災害・復興公営住宅の整備、津波被災地区の復旧事業が進められ、全ての自治体で住民の帰還が始まっています。
- 町内の96%が帰還困難区域に指定された双葉町ですが、令和2(2020)年3月に避難指示解除準備区域とJR双葉駅周辺等の一部区域の避難指示が解除されました。令和4(2022)年8月には特定復興再生拠点区域全体の避難指示が解除され、令和12(2030)年までに特定帰還居住区域も解除される予定です。
- 町内では、令和4(2022)年8月末に役場仮設庁舎の開庁(駅東側)、中野地区復興産業拠点、産業交流センター、東日本大震災・原子力災害伝承館、町営墓地、公営住宅、官民複合施設、インフラ(道路・上下水道・電気・通信等)の整備など、双葉町での生活を再開するために必要な環境整備が進められています。
- また、住む拠点となる駅西住宅(全86戸)が整備され、令和4(2022)年10月から入居が始まり、その地域に令和5(2023)年2月には双葉町診療所が開業になり、令和9(2027)年度中には福祉交流施設もオープンする予定です。
- さらに、令和10(2028)年度から町内に小中一貫校が整備され、町内にあった双葉厚生病院と統合予定であった県立大野病院も、大熊町の現在地で令和11(2029)年度以降、再開される予定となっています。

双葉町の復興に伴う諸活動・展開と並行して・・・

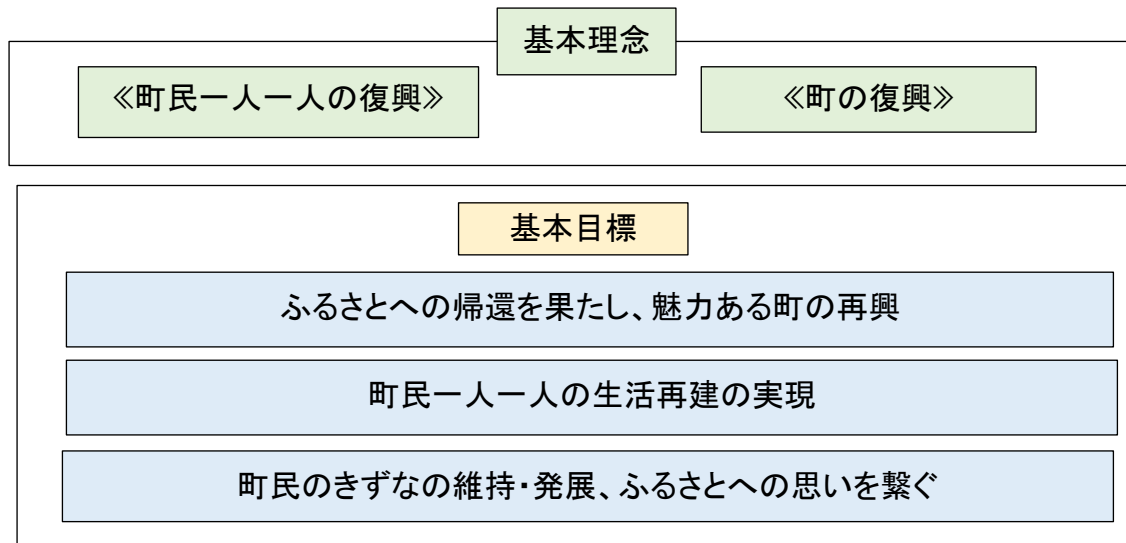


### 「双葉町社会福祉協議会」の現状と今後の展開

- 双葉町社会福祉協議会は、町民の多くが避難する、いわき市、郡山市、南相馬市、白河市、加須市に拠点を置き、生活支援相談員を配置する等して町民のケアを実施しています。また、いわき市には地域包括支援センター、デイサービスセンターを設置し、介護サービス事業を実施しています。
- 双葉町社会福祉協議会は、「双葉町(双葉町民)の福祉とは何か」を常に考え、町民一人一人の支え合いや助け合いの活動を軸とした、住みよいまちづくりを推進してきました。また、住民主体、住民参加による地域福祉の課題解決につながることを目指してきました。
- 令和4(2022)年8月に、特定復興再生拠点区域の避難指示が解除され、帰還が始まったことにより、双葉町社会福祉協議会は、帰還された町民や新たな転入者を支援する活動を展開する体制づくりと、各避難先地域における活動を並行して進めていかなければなりません。

### 第2節 ビジョンの位置づけ

- これまで双葉町では、「双葉町復興まちづくり計画(第一次)(平成25年6月)」、「双葉町復興まちづくり計画(第二次)(平成28年12月)」、「双葉町復興まちづくり計画(第三次)(令和4年6月)」、「双葉町復興まちづくり長期ビジョン(平成27年3月)」、「双葉町津波被災地域復旧・復興事業計画(両竹・浜野地区復興計画)(平成27年3月)」、「双葉町内復興拠点基本構想(平成28年3月)」、「双葉町再生可能エネルギー活用・推進計画(平成28年3月)」を策定してきました。
- 「双葉町復興まちづくり計画(第三次)(令和4年6月)」は、従来の町づくり計画を踏襲しつつ、町への帰還開始後の施策を横断的に整理し、双葉町の復興まちづくりに関する総合計画として、新たに策定したものです。
- 「双葉町復興まちづくり計画(第一次)及び(第二次)」において、双葉町の復興まちづくりの「復興像」として、2つの基本理念と3つの基本目標を定めました。第三次計画においても、この考え方を踏襲し、『“町民一人一人の復興”と“町の復興”をめざして』を基本理念とし、3つの基本目標の下で、双葉町の復興に向けて取り組んでいます。



**【双葉町の将来像】**

双葉町の6つの将来像		将来の姿(町再興期のイメージ)
将来像1	新たにみんなでつくりあげる魅力的なまち	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 新たな生活の場が確保されています。</li> <li>● 中心市街地が再生しています。</li> <li>● 生活・産業を支えるインフラが整備されています。</li> </ul>
将来像2	新たな産業を創出し継続的な雇用を生み出すまち	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 魅力的な雇用の場が確保されています。</li> <li>● 産業(農業・商工業)が再生しています。</li> <li>● 復興を牽引する新たな産業が創出されています。</li> </ul>
将来像3	町民のきずなを繋げるまち	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 双葉町とのつながりが保たれています。</li> <li>● 交流の促進が創出されています。</li> <li>● 町の復興のシンボルが創られています。</li> </ul>
将来像4	ふるさと双葉町の記憶を次世代に引き継ぐまち	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 双葉町の記憶が伝承されています。</li> <li>● ふるさとへの思いや良さが継承されています。</li> </ul>
将来像5	災害を克服し安全・安心に暮らせるまち	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 津波災害への備えが進み、減災対策が図られています。</li> <li>● 暮らしの安全対策が確保されています。</li> <li>● 健康的で生き生きとした生活がなされています。</li> <li>● 原発の廃炉が確実に進んでいます。</li> <li>● 中間貯蔵施設が安全に運営・管理されています。</li> </ul>
将来像6	次世代の双葉町を担い世界に貢献する人材を育てるまち	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 人材育成・教育により、次世代の町民が活躍しています。</li> <li>● さらに次の世代に対する高度な教育環境も整備されています。</li> </ul>

【施策イメージ】

5つの分野	基本施策	実施段階	施策内容
1. 生活環境	1. 住宅の整備支援	①	●町営住宅の整備 ●準備宿泊の実施
		②	●空き家・空き地の利活用支援 ●移住者・就業者用住宅整備
	2. 生活関連施設の整備	①	●役場仮設庁舎の整備
		②	●行政サービスの再開 ●生活サービスに関わる機能・商業施設の整備
	3. 公共インフラの整備・復旧	①	●上下水道の復旧 ●JR双葉駅周辺の道路整備 ●通信環境の整備
		②	●公共交通の再開
		③	●常磐道4車線化等の実現
	4. 公園緑地等の整備	①	●住民が集える公園整備 ●海沿いのアクティビティ環境の整備
	5. 防犯・防火・防災体制の強化	①	●海岸・河川堤防・海岸防災林の整備 ●防犯・防災パトロールの実施
		②	●駐在所の再開 ●防災施設の整備
		③	●消防団の再構築
	6. 除染・解体の継続	①	●特定復興再生拠点区域内の家屋の解体・除染の実施
		②	●特定復興再生拠点区域外の家屋の解体・除染の実施
	7. 生活再建支援	①	●高速道路の無料化 ●被害実態に即した賠償の要請
②		●高速道路の無料化 ●被害実態に即した賠償の要請	
	8. その他	①	●町営墓地の維持管理 ●野生鳥獣対策 ●環境保全・放射線量の低減

		②	<ul style="list-style-type: none"> <li>●町営墓地の維持管理</li> <li>●野生鳥獣対策</li> <li>●環境保全・放射線量の低減</li> </ul>
2. 産業・エネルギー	1. 商工業の発展	①	<ul style="list-style-type: none"> <li>●中野地区復興産業拠点の整備</li> <li>●企業誘致の推進</li> <li>●産業交流施設の整備</li> </ul>
		②	<ul style="list-style-type: none"> <li>●新たな民間事業者への立地支援</li> <li>●企業誘致の推進</li> </ul>
		③	<ul style="list-style-type: none"> <li>●まちなか再生エリアの商業再生</li> </ul>
	2. 農業の再生	①	<ul style="list-style-type: none"> <li>●農地除染、農業施設の復旧・再整備</li> <li>●除染後の農地の保全管理</li> </ul>
		②	<ul style="list-style-type: none"> <li>●農業用水の確保</li> <li>●水稻の実証試験、野菜の本格作付開始</li> </ul>
		③	<ul style="list-style-type: none"> <li>●営農再開(稲作ほか)</li> <li>●新技術を導入した農業への挑戦</li> </ul>
	3. 再生可能エネルギーの導入促進	①	<ul style="list-style-type: none"> <li>●再エネ発電拠点の整備</li> </ul>
		②	<ul style="list-style-type: none"> <li>●段階的な拡張</li> </ul>
		③	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域エネルギーを活用した地域循環共生圏の形成</li> </ul>
	4. 人材の確保	①	<ul style="list-style-type: none"> <li>●人材確保・就業支援の強化</li> </ul>
①		<ul style="list-style-type: none"> <li>●避難先自治体と連携した医療サービスの確保</li> </ul>	
②		<ul style="list-style-type: none"> <li>●診療所開設</li> <li>●二次医療体制の再構築</li> </ul>	
3. 医療・健康・福祉・介護	1. 医療体制の構築	③	<ul style="list-style-type: none"> <li>●救急医療体制の構築</li> </ul>
		①	<ul style="list-style-type: none"> <li>●避難先自治体と連携した保健サービス体制の確保</li> </ul>
		②	<ul style="list-style-type: none"> <li>●検診体制の整備</li> </ul>
	2. 健康管理体制の確保等	③	<ul style="list-style-type: none"> <li>●個別訪問の実施</li> </ul>
		①	<ul style="list-style-type: none"> <li>●避難先自治体と連携した介護・福祉サービスの確保</li> </ul>
		②	<ul style="list-style-type: none"> <li>●サポート拠点の設置の検討</li> </ul>
3. 福祉・介護体制の構築	③	<ul style="list-style-type: none"> <li>●福祉介護体制の構築</li> </ul>	
	①	<ul style="list-style-type: none"> <li>●双葉町立幼稚園・小中学校の再開</li> </ul>	
	②	<ul style="list-style-type: none"> <li>●近隣の幼稚園等の広域利用・小中</li> </ul>	
4. 教育・子	1. 教育環境の整備・充実	①	<ul style="list-style-type: none"> <li>●双葉町立幼稚園・小中学校の再開</li> </ul>
		②	<ul style="list-style-type: none"> <li>●近隣の幼稚園等の広域利用・小中</li> </ul>

育て・ 歴史・ 伝統・ 文化			学校への区域外就学の支援 ●学校施設整備の検討・促進 ●産学連携施設の誘致 ●生涯学習事業の充実 ●生涯スポーツ事業の推進
		③	●幼稚園・小中学校の整備・開始
	2. 子育て環境の 充実	①	●子ども・子育て支援実施計画に基づく取組
		②	●子育て支援の充実
	3. 歴史・伝統・文 化の伝承	①	●文化財・伝統文化の保存・管理
		②	●歴史・文化交流拠点及びアーカイブ拠点の整備 ●伝統芸能等の町内での活動支援 ●原子力災害復興・防災教育等に関するシンポジウムの開催 ●震災遺構整備
③		●学校教育との連携・伝統行事開催等の支援 ●記録誌等の編集	
5. きず な・結 びつき	1. 交流機会の確 保	①	●駅西住宅等に併設される集会所の整備 ●自治会支援 ●交流会・イベントの開催 ●交流拠点の確保
		②	●町内外の町民同士の交流機会の確保 ●交流拠点の活用
	2. 交流・関係人 口の創出	①	●双葉郡全体を盛り上げるイベントの実施
	3. 情報提供・広 聴の充実化	①	●各種媒体を活用した情報提供 ●町政懇談会の開催
		②	●情報提供の充実化・円滑化 ●町政懇談会の開催

① 避難指示解除前: 帰還に向け、これまで実施した施策

② 避難指示解除して5年: 避難指示解除～5年程度に実施する施策

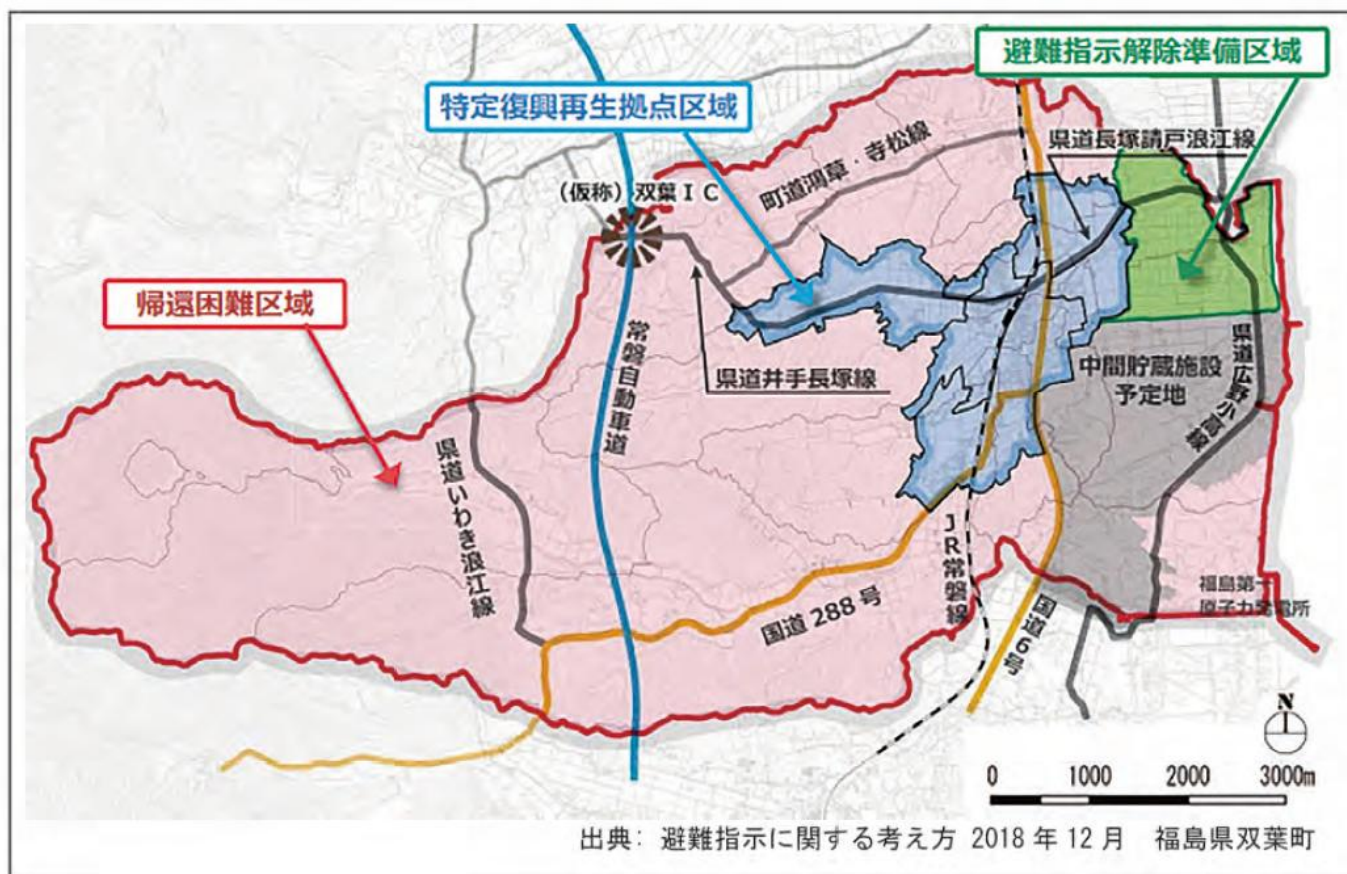
③ 中長期を見据えて: 中長期を見据えて実施する施策

○ 東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故により全町避難を強いられて15年の月日が経過しました。この間、全ての自治体で町民の帰還が始まっています。

○ 町内の96%が帰還困難区域に指定された双葉町ですが、令和2(2020)年3月、避

難指示解除準備区域とJR双葉駅周辺等の一部区域の避難指示が解除されました。

- ・特定復興再生拠点区域全域の避難指示解除を目標とする「双葉町・特定復興再生拠点区域復興再生計画（平成29(2017)年9月以下「特定拠点計画）」が内閣総理大臣の認定を受け、帰還を希望する町民や、町内の「働く拠点」等の就労者の受け皿となる「住む拠点」を整備し、令和4(2022)年8月に特定拠点全域の避難指示解除と居住開始が行われました。
- 「住む拠点」での居住開始に併せて、インフラ復旧・生活関連サービス再開その他の帰還環境整備のほか、各種規制の段階的な緩和等、国・県と連携しながら取り組んでいます。



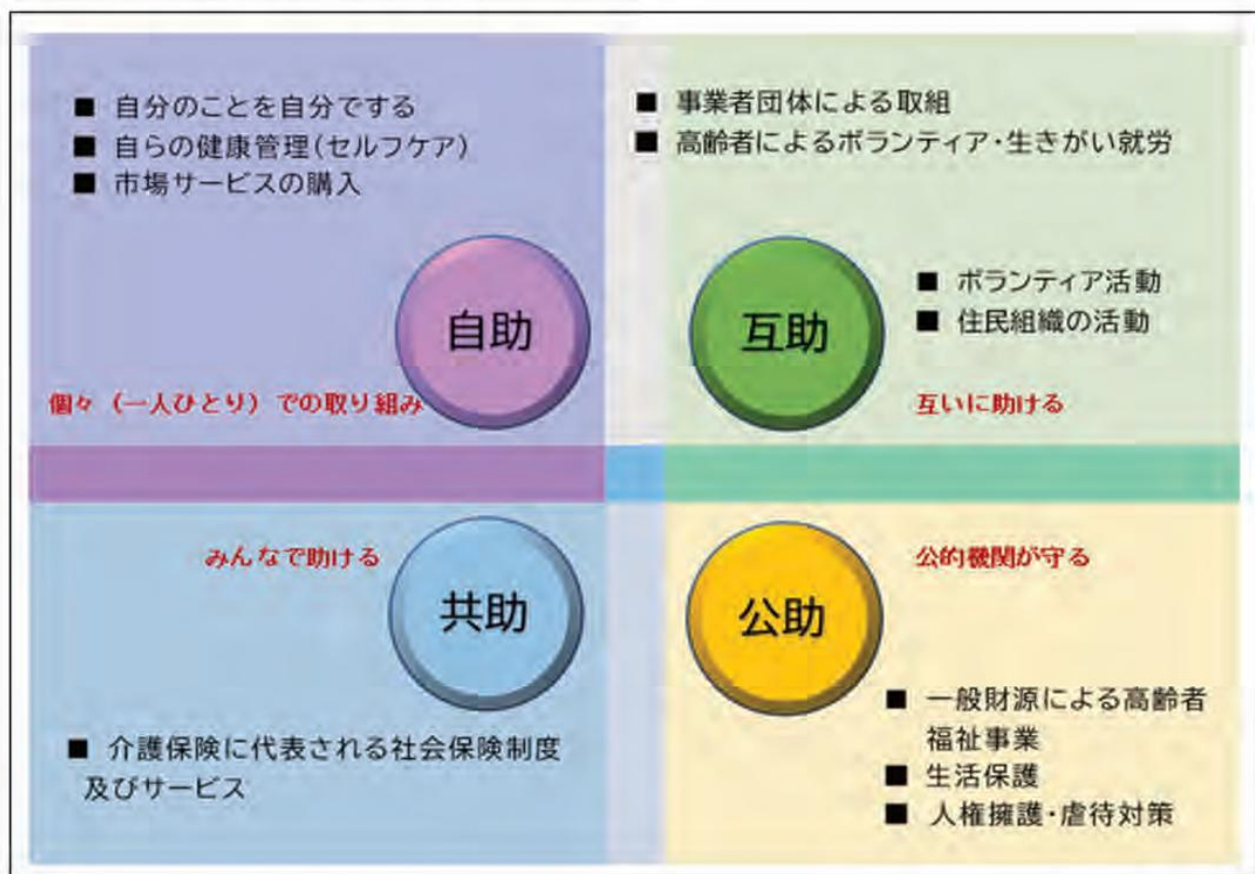
### 第3節 地域福祉の考え方

- 福祉というと高齢者福祉・児童福祉・障害者福祉などそれぞれ分野ごとに対象が決まっており、その対象の方のための福祉と思われがちですが「地域福祉」の対象は“地域”であり、そこに住んでいる住民です。
- 地域には様々な方が住んでおり、課題や問題も多様であるため、一つの福祉サービスだけでは対応できないことがあります。そこで、公的サービスで対応できない課題に対しては、住民が互いに力を合わせ、解決することが必要です。
- そうした意味では、地域福祉とは住民一人一人の力(自助)・住民同士の力(互助)・社会保障などの相互扶助(共助)・公的機関による支援(公助)など重層的かつ相互的に進めていくものであるといえます。
- 「地域福祉」はすべての住民の方が安心して生き生きと生活できるよう、自助・互助・共助・公助が協力し合うことによって、地域の様々な活動を活性化し、一人一人が自立した生活を送ることができる地域社会を実現する取り組みです。
- それぞれの地域が持つ「自助・互助・共助・公助」の役割分担を踏まえた上で、「自助」を基本としながらも「互助」、「共助」、「公助」をバランスよく組み合わせていくことが必要になります。
- 「双葉町地域福祉ビジョン」は、「互助」、「共助」が地域のなかで活発に機能していくことを「住民・社協・行政が協働で進めていくための方策を示す」ものと表現することができます。

#### 【自助・互助・共助・公助の活動内容】

自助	自分の力や家族等の身近な人の支えにより住み慣れた地域で暮らすために、介護予防活動に取り組んだり、健康維持のために健(検)診を受けたり、病気になったら受診をするなど、自発的に生活課題を解決する力
互助	隣近所等の個人的な関係性の中での支え合う活動、例えば、同じ地域に住む者それぞれが持つ生活課題を互いに解決し合う身近な人と人のつながりによる活動や取組
共助	地域住民が社協や自治会単位でのボランティアによる見守りサービス等、組織的に行われる支え合い活動や、社会福祉事業者等と連携・協力して福祉課題を解決するシステム化された相互扶助活動
公助	行政が提供する保健・医療・福祉その他関連する施策に基づく、公的なサービスや支援 自助・互助・共助だけでは解決できない問題に対応

## 【自助・互助・共助・公助の相関図】



### 【費用負担による区分】

「自助」＝自分のことは自分でする。(市場サービスの購入)

「互助」＝費用負担が制度的に裏付けられていない自発的なもの。

「共助」＝介護保険などリスクを共有化する方々との負担。

「公助」＝税による公の負担。

### 【時代・人口階層区分】

○ 高齢者の一人暮らし、高齢者世帯の一層の増加により、「自助」「互助」の概念や求められる範囲、役割が新しい形になる。

○ 少子高齢化や財政状況から「公助」「共助」の大幅な拡充を期待することは難しく「自助」「互助」の果たす役割が大きくなる取り組みが必要。

#### 【地域における区分】

○ 都市部においては、「互助」に期待することは難しい一方で、「自助」によるサービスの購入が可能。

都市部以外の地域では、住民間における「互助」に期待するところが大きい。特に、被災地においては、一部「公助」を取り入れ、「互助」(ボランティア・住民の自発的活動)へ向けた支援(形態・体制づくりへの後押し等)が望ましい。

#### 第4節 ビジョンの期間

○ 本ビジョンは、これまで双葉町が策定した各種計画と連動させながら、双葉町民に対する社会福祉、地域福祉にかかる施策のうち、双葉町社会福祉協議会に求められる役割や具体的な施策を5年のステップ別に整理しました。

○ 第二次ビジョン(令和3(2021)年度から令和7(2025)年度までの5か年)の後継として、令和8(2026)年度から令和12(2030)年度までの5年間とします。





## 第2章 地域福祉を取り巻く現状

## 第2章 地域福祉を取り巻く現状

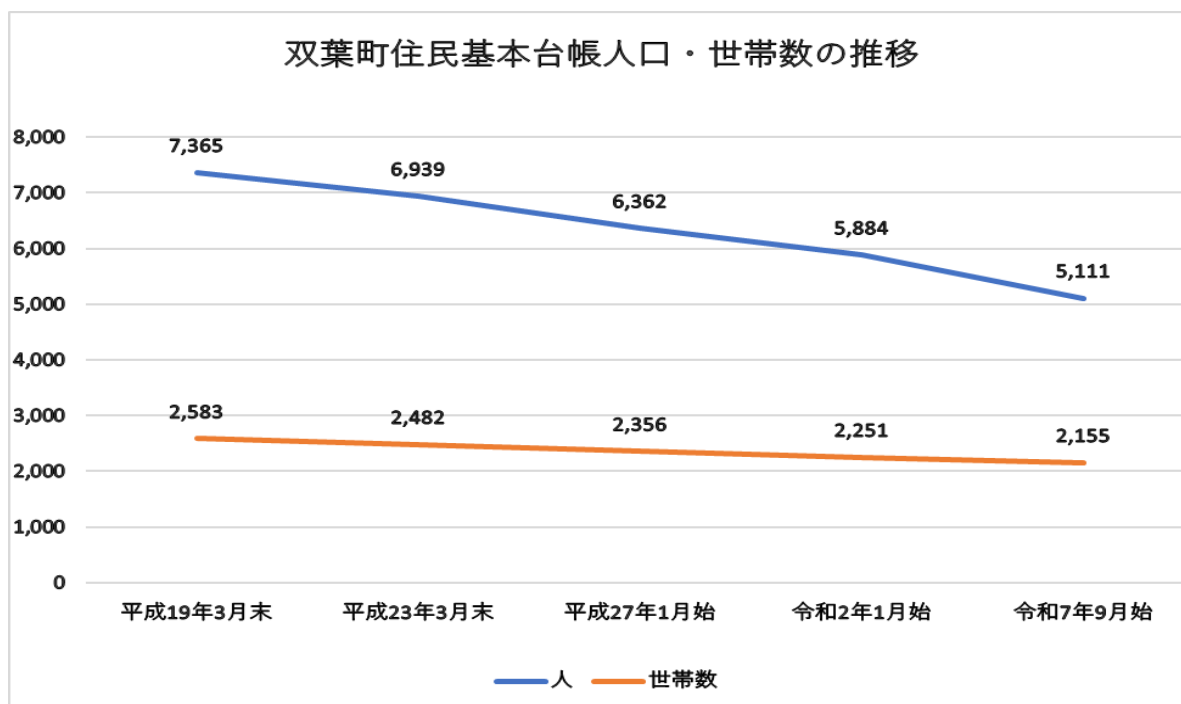
### 第1節 帰還に向けた双葉町民の状況

#### 1) 双葉町民の人口・世帯数

○ 震災時(平成23年3月末日)の双葉町民(住民基本台帳)は6,939人でしたが、「双葉町復興まちづくり長期ビジョン」が策定された平成27年1月1日時点では6,362人と8.3%減少しました。

○ 令和7年9月1日時点では5,111人となっています。

○ 世帯数の推移は、平成19年の2,583世帯から平成23年2,482世帯、平成27年2,356世帯、令和2年2,251世帯、令和7年2,155世帯と減少傾向になっています。



### 【双葉町住民基本台帳年齢4区分別人口の推移】

住民基本台帳年齢4区分別人口の推移										
	実数					割合				
	0~14歳	15~64歳	65~74歳	75歳以上	合計	0~14歳	15~64歳	65~74歳	75歳以上	合計
平成19年3月末	980	4,526	845	1,014	7,365	13.3%	61.5%	11.5%	13.8%	100.0%
平成23年3月末	889	4,227	752	1,071	6,939	12.8%	60.9%	10.8%	15.4%	100.0%
平成27年3月末	746	3,692	838	1,050	6,326	11.8%	58.4%	13.2%	16.6%	100.0%
令和2年1月始	630	3,186	972	1,096	5,884	10.7%	54.1%	16.5%	18.6%	100.0%
令和7年9月始	407	2,625	950	1,129	5,111	8.0%	51.4%	18.6%	22.1%	100.0%

出典：住民基本台帳に基づく人口（双葉町） 注：外国人を除く

## 2) 双葉町民の福島県内外の避難者

○ 令和7年3月末日現在の双葉町民の避難状況は、福島県内が3,748人(58.6%)、県外が 2,650人(41.4%)となっています。推移を見ると復興公営住宅への入居が開始されるとともに、令和2年まで県内に避難されている人が微増していましたが、近年では微減しています。

### 【双葉町避難状況】

双葉町避難状況							
		令和2年3月末	令和3年3月末	令和4年3月末	令和5年3月末	令和6年3月末	令和7年3月末
福島県内 避難者数	実数	4,031	4,010	3,975	3,909	3,827	3,748
	割合	59.0%	59.1%	59.4%	59.2%	58.7%	58.6%
福島県外 避難者数	実数	2,799	2,780	2,718	2,696	2,694	2,650
	割合	41.0%	40.9%	40.6%	40.8%	41.3%	41.4%
合計	実数	6,830	6,790	6,693	6,605	6,521	6,398
	割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

出典：双葉町避難状況（双葉町）

## 3) 双葉町民の避難先・帰還状況

○ 福島県内の避難者数を見ると、いわき市が最も多く、次いで郡山市、南相馬市、福島市、白河市の順になっています。

○ いわき市の避難者数は、令和2年には2,180人と県内避難者数の54.1%を占め、時間経過に伴って避難者がいわき市に集中してきていましたが、近年ではその傾向は落ち着いてきています。（令和7年3月31日現在、1,972名・52.6%）

○ 令和4(2022)年8月に特定復興再生拠点区域の避難指示が解除され、町民の帰還が始まっています。（令和7年3月末時点、78名）

## 【双葉町県内避難先・帰還状況】

		双葉町県内避難先・帰還状況					
		令和2年3月末	令和3年3月末	令和4年3月末	令和5年3月末	令和6年3月末	令和7年3月末
福島市	実数	235	236	239	227	221	220
	割合	5.8%	5.9%	6.0%	5.8%	5.8%	5.9%
会津若松市	実数	46	44	41	41	36	35
	割合	1.1%	1.1%	1.0%	1.0%	0.9%	0.9%
郡山市	実数	669	653	639	605	582	565
	割合	16.6%	16.3%	16.1%	15.5%	15.2%	15.1%
いわき市	実数	2180	2167	2144	2104	2057	1972
	割合	54.1%	54.0%	53.9%	53.8%	53.7%	52.6%
白河市	実数	185	179	181	174	166	159
	割合	4.6%	4.5%	4.6%	4.5%	4.3%	4.2%
相馬市	実数	57	56	55	53	51	51
	割合	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.3%	1.4%
南相馬市	実数	266	272	264	264	262	251
	割合	6.6%	6.8%	6.6%	6.8%	6.8%	6.7%
双葉町	実数	—	—	—	23	42	78
	割合	—	—	—	0.6%	1.1%	2.1%
その他の市町村	実数	393	403	412	418	410	417
	割合	9.7%	10.0%	10.4%	10.7%	10.7%	11.1%
合計	実数	4031	4010	3975	3909	3827	3748
	割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

出典：双葉町避難状況（双葉町）

○ 県外に避難している人は、平成27(2015)年の 2,942人から令和7(2025)年には、2,650人と微減しています。

○ 埼玉県への避難者は、旧騎西高校が避難所となっていた背景などから、加須市に、400人以上の人が避難しています。



## 【双葉町県外避難先状況】

双葉町県外避難先状況							
		令和2年3月末	令和3年3月末	令和4年3月末	令和5年3月末	令和6年3月末	令和7年3月末
茨城県	実数	461	463	453	451	442	427
	割合	16.5%	16.7%	16.7%	16.7%	16.4%	16.1%
埼玉県	実数	796	773	756	754	743	724
	割合	28.4%	27.8%	27.8%	28.0%	27.6%	27.3%
東京都	実数	350	356	363	361	373	372
	割合	12.5%	12.8%	13.4%	13.4%	13.8%	14.0%
新潟県	実数	139	133	120	119	117	113
	割合	5.0%	4.8%	4.4%	4.4%	4.3%	4.3%
宮城県	実数	243	246	241	242	249	248
	割合	8.7%	8.8%	8.9%	9.0%	9.2%	9.4%
その他の 都道府県	実数	810	809	785	769	770	766
	割合	28.9%	29.1%	28.9%	28.5%	28.6%	28.9%
合計	実数	2799	2780	2718	2696	2694	2650
	割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

出典：双葉町避難状況（双葉町）

## 第2節 震災後の双葉町社会福祉協議会とこれまでの事業

○ 現在、福島県内のいわき市、郡山市、白河市、南相馬市と埼玉県加須市の合計5か所で事務所（詰所を含む）を配置し事業を展開しています。また、令和5（2023）年5月には双葉町に活動拠点を設置しました。分散した拠点での事業運営であることから、業務間の連絡体制や業務遂行の仕組みづくりが課題となっています。

○ 予算面では、避難後は自主財源の確保が困難となり、財源の多くを福島県、双葉町、福島県社会福祉協議会等の受託金、補助金により運営されています。

○ 事業としては、発災前の介護予防・生活支援事業、地域包括支援センター運営事業、介護保険事業の一部は継続していますが、サポートセンター運営事業、生活支援相談員配置事業等は、避難先での町民支援となり、事業領域は縮小しています。

### 【主な事業】

サポートセンター運営事業	○避難を余儀なくされている双葉町民への支援策として、いわき市、郡山市、加須市に支援活動の拠点を設け、相談支援や交流サロンを開催しています。 ・双葉町サポートセンターひだまり（いわき市） ・双葉町サポートセンター（郡山市） ・いきいきサポートセンター（加須市）
介護予防・生活支援	○運動機能向上、認知症、うつ、閉じこもり予防、町民同士

事業	<p>の交流、孤立の防止を目的として公共施設等で介護予防教室を開催しています。</p> <p>○双葉町に帰還された町民や新たに転入された住民への支援策として、交流サロンを開催しています。</p>
生活支援相談員配置事業	<p>○生活支援相談員が仮設住宅・借上げ住宅・復興公営住宅及び新たに家を建てられた双葉町民を訪問し、心や身体に関する健康相談や介護・福祉サービス等に関する相談を受け、専門機関につなぐ役割を担っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問相談活動</li> <li>・サロン運営活動</li> </ul>
地域包括支援センター運営事業	<p>○地域包括支援センターは高齢者等の相談窓口として、介護保険やその他のサービスを利用するための情報提供や調整等を行い、介護・福祉・医療等様々な面から総合的に支援しています。</p>
日常生活自立支援事業（あんしんサポート）	<p>○認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などが、地域において自立した生活ができるよう、福祉サービスに関する情報提供、助言や手続きの援助、利用料の支払いなど、福祉サービスを適切に利用するための援助等を行っています。</p>
通所介護事業	<p>○平成30年4月よりいわき市内に地域密着型通所介護事業所を開設し、要介護状態にある利用者に対し、個々の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的に、利用者のニーズに添ったサービスを提供しています。</p>
生活福祉資金貸付事業	<p>○生活福祉資金貸付事業は、その世帯の経済的自立と生活の安定をめざし、福島県社会福祉協議会が実施している貸付制度です。相談・受付等は各市町村社会福祉協議会が窓口となります。利用できる世帯は、低所得者世帯や障がい者世帯、高齢者世帯です。貸付事業として、総合支援資金、福祉資金、教育支援資金等があります。</p>
生活援助資金貸付事業	<p>○生活援助資金貸付事業は、低所得者世帯を対象とし、一時的な生活費として、また次期の収入までのつなぎ資金として貸付けることを目的としています。貸付限度額は、一世帯50,000円以内（無利子）で、貸付期間は1年以内です。</p>
地域支え合い推進事業	<p>○地域住民・団体・関係機関との連携による見守り支援体制づくりを行うとともに、地域支え合いの啓蒙・啓発を行なっ</p>

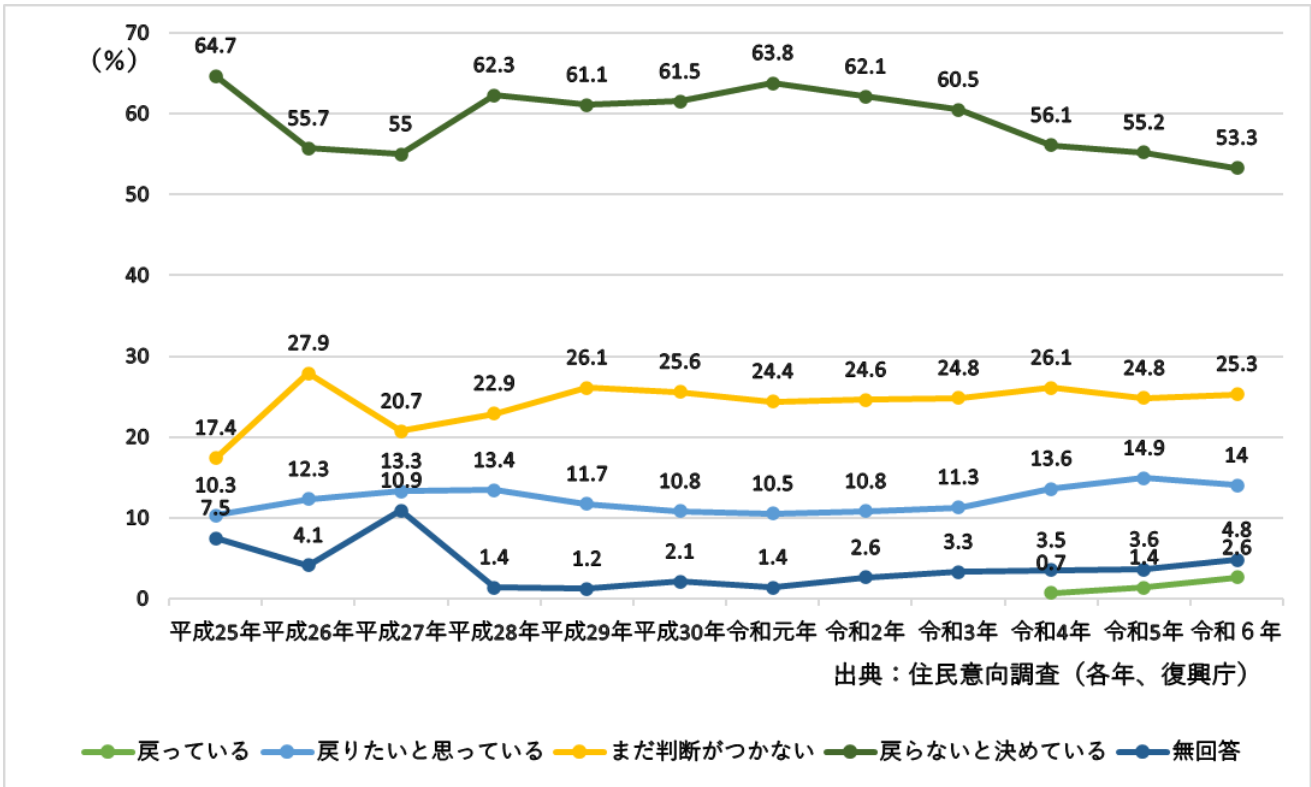
	<p>ています。</p> <p>○双葉町活動拠点にボランティアセンターを開設し、双葉町内の住民ボランティアによる地域支え合い活動を推進するとともに、地域福祉活動の担い手の育成を図っています。</p>
--	---

### 第3節 帰還に向けた流れ

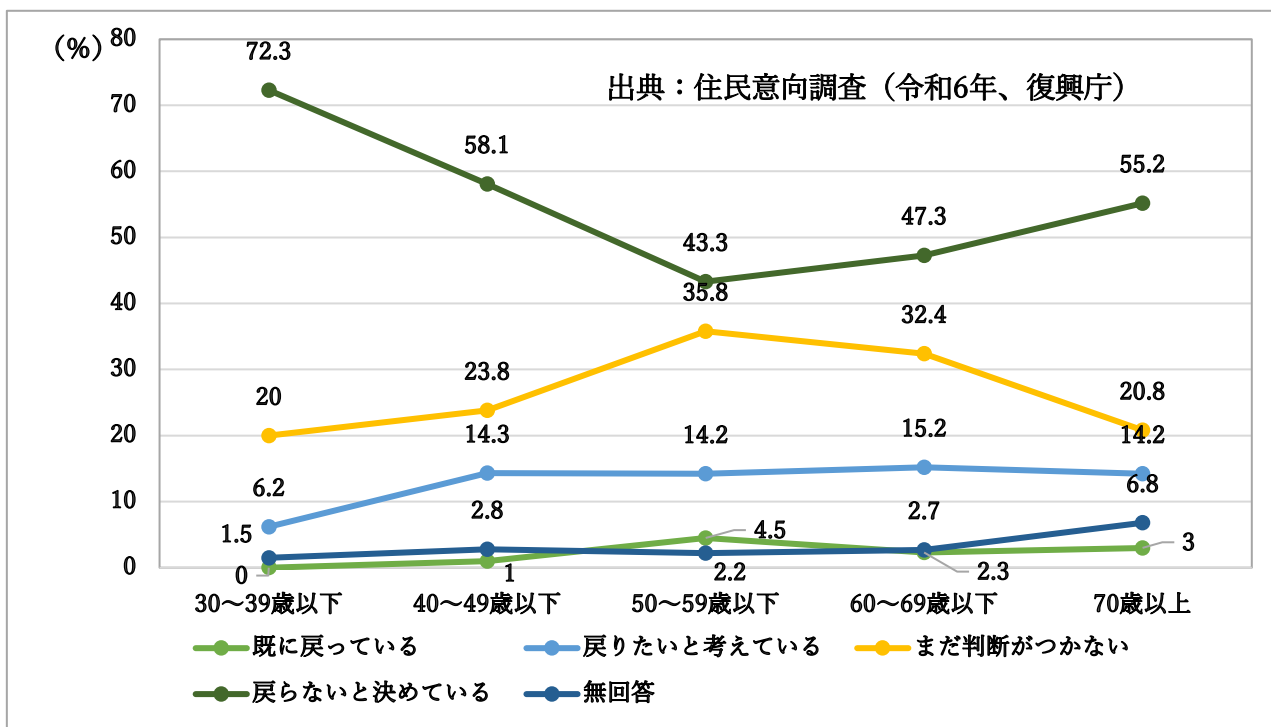
#### 1) 避難指示解除後の帰還意向

○ 令和6年度に公表された、「住民意向調査(復興庁・福島県・双葉町) / 令和6年10月28日～11月17日」によると双葉町に既に戻っている町民は、2.6%、戻りたいと考えている町民は、14.0%です。また、25.3%(4人に1人)の人が判断できないとしています。

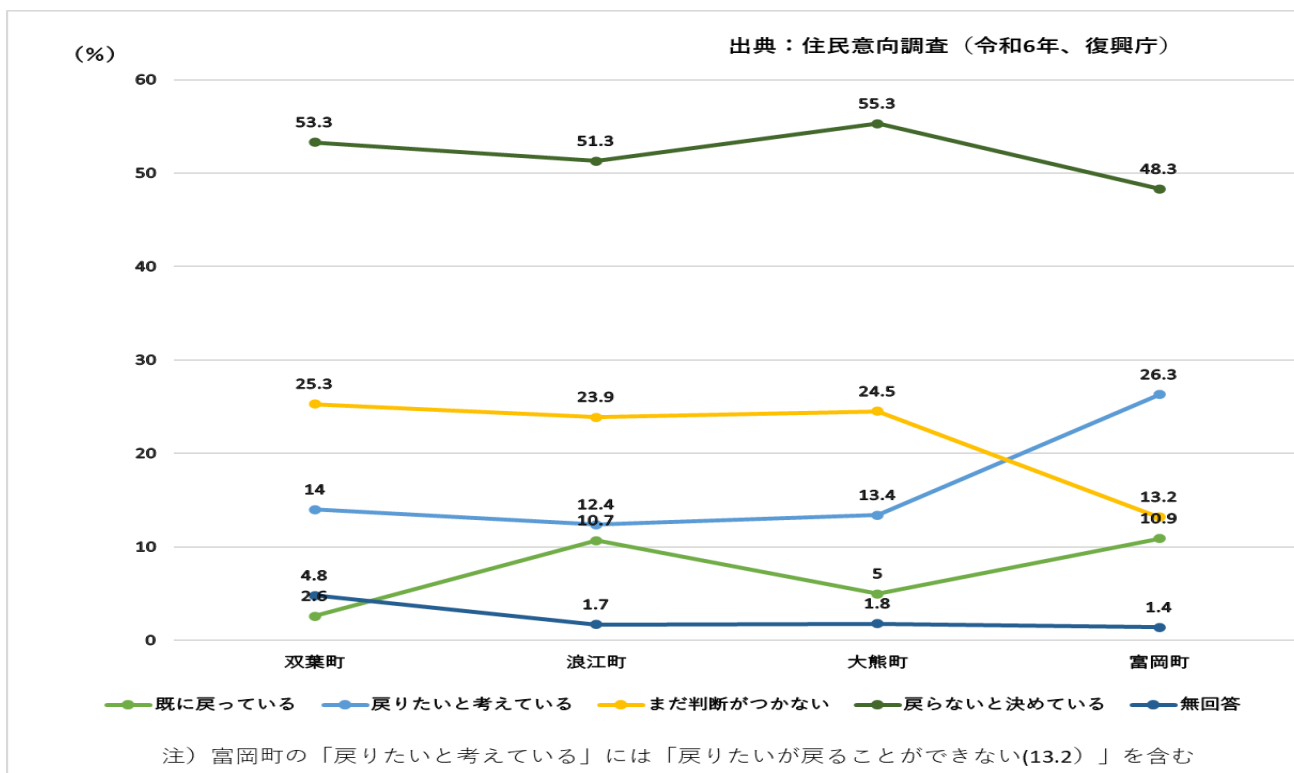
#### 【双葉町民の帰還意向割合の推移】



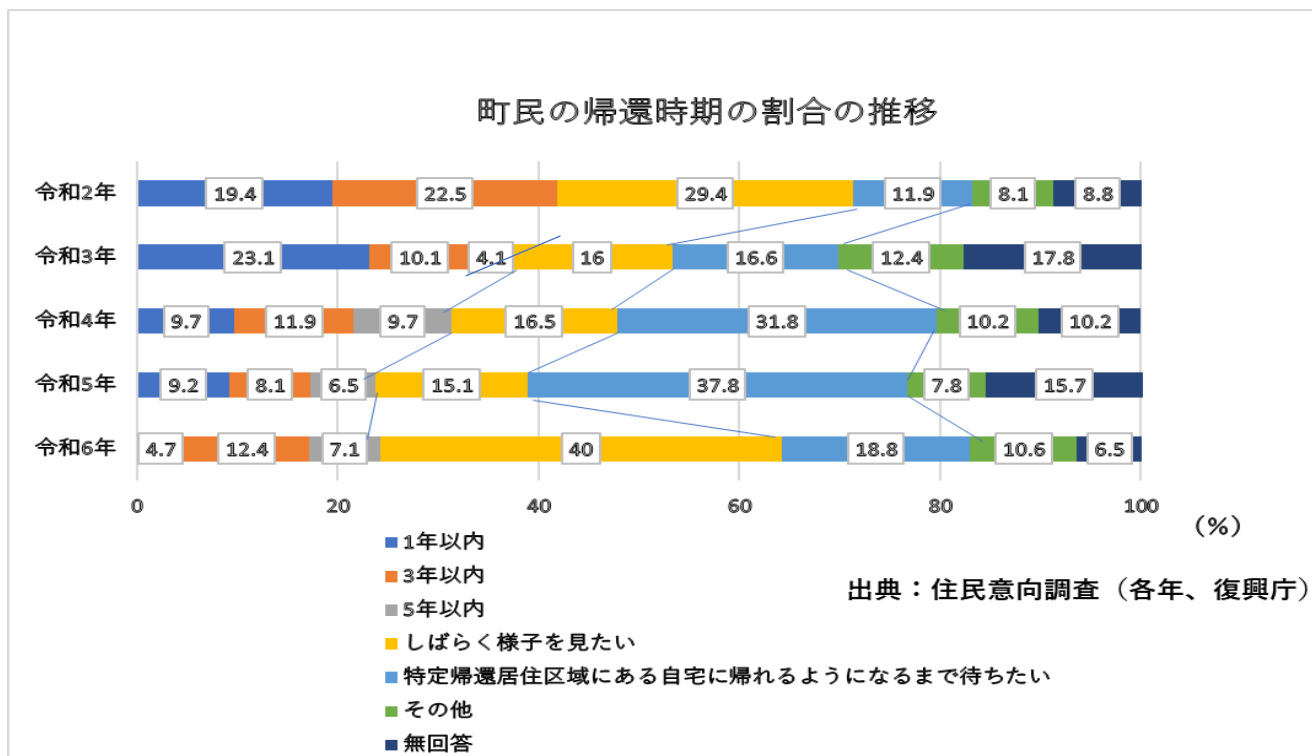
### 【双葉町民の年齢別帰還意向】



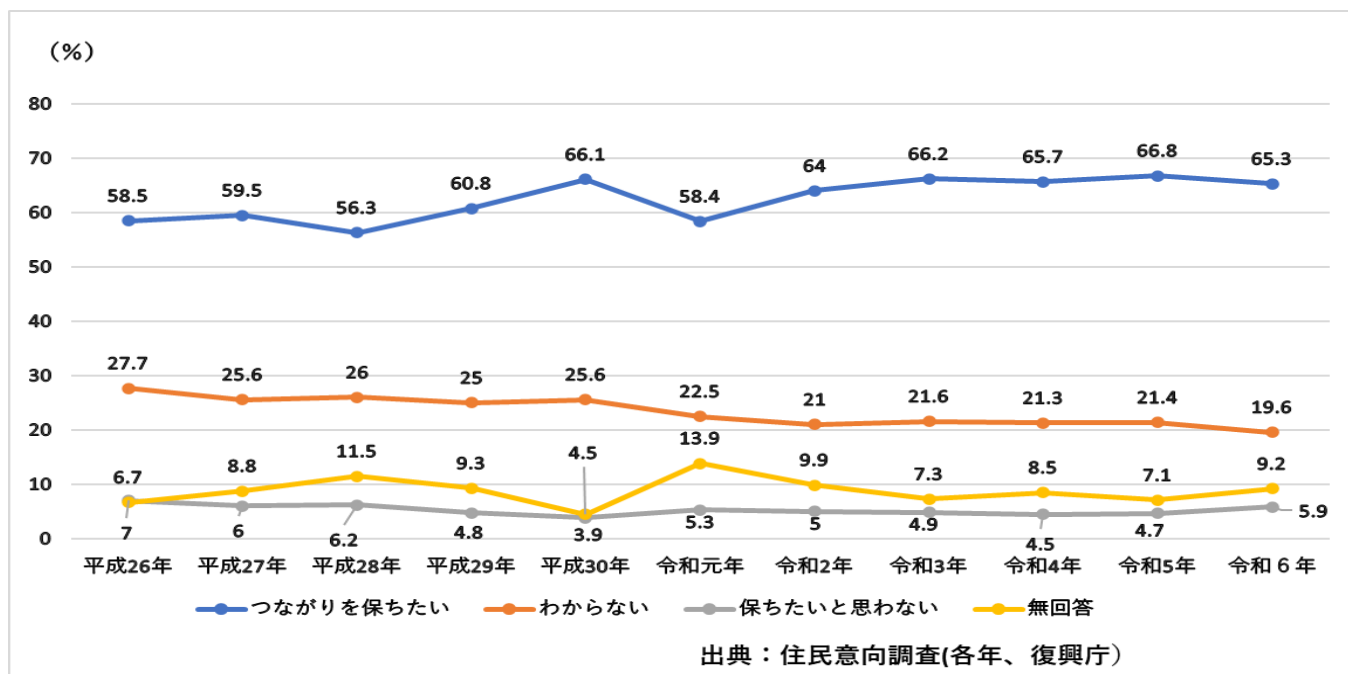
### 【周辺町の帰還意向(令和6年)】



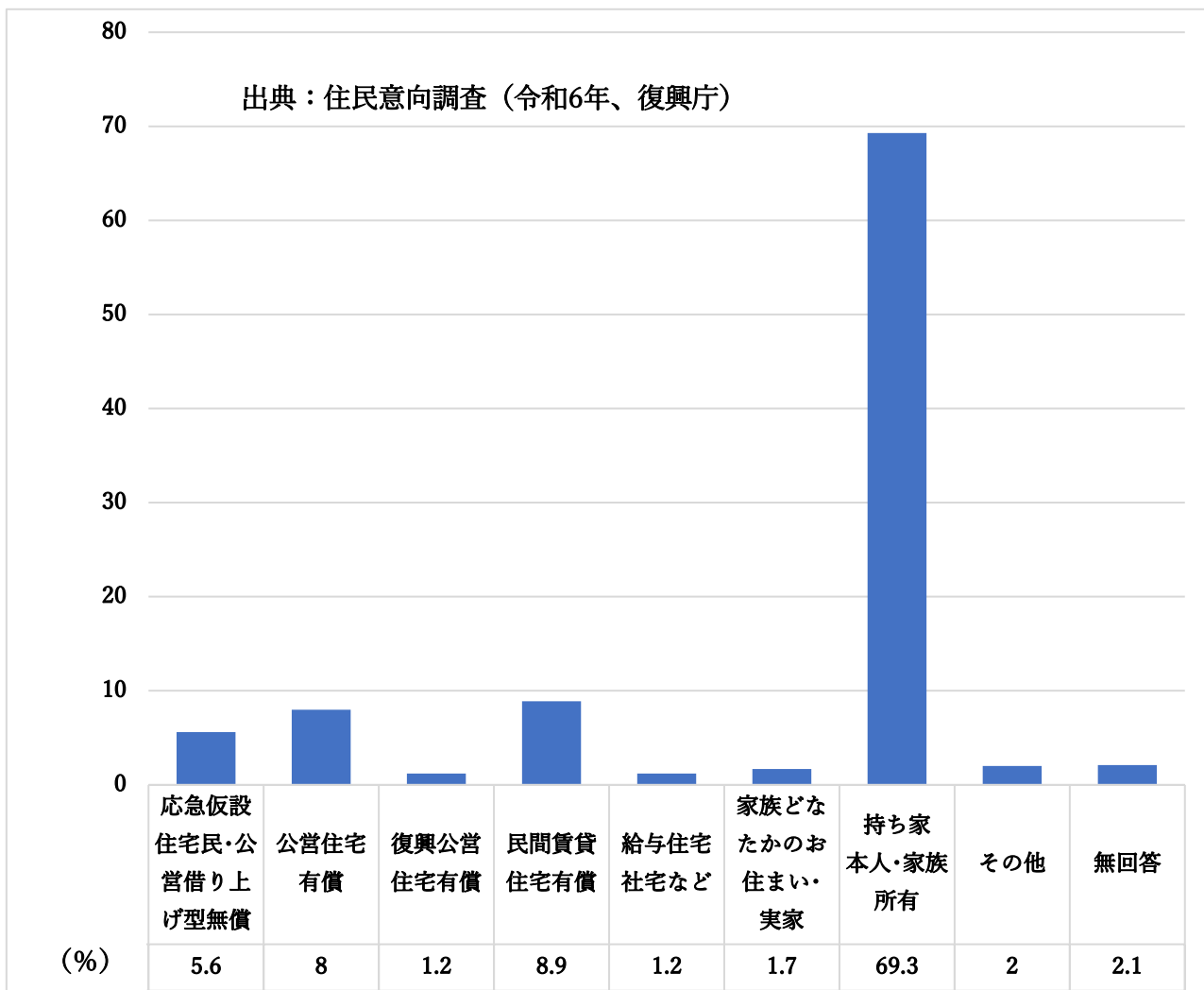
## 2) 帰還時期



## 3) 双葉町との「つながり」に関する意向



## 4) 現在の居住形態



#### 第4節 地域福祉に関する課題

○ 双葉町民の避難状況は、発災から15年の時間経過と共に変化しています。福島第一原子力発電所事故により、全町民の強制的な避難生活を余儀なくされ、ふるさと双葉町に帰りたくても帰れない状況が長年続いて来ました。

○ 家族や町民が分散している状態での避難生活の長期化で、双葉町民の「地域とのきずな」も薄くなっています。更に、復興公営住宅や避難先での持ち家等への移転が進む中で、仮設住宅でつくられた新しいコミュニティが離ればなれになる課題が生じました。

○ 特に、令和2(2020)年のコロナ禍により、社協サロンなどへの参加が減少し、避難先で孤立する町民への対応が求められています。

○ 一方で、いわき、郡山、南相馬、福島において、避難先・避難元社協が連携して支援する仕組みがスタートしました。

○ 他方、令和4(2022)年8月に特定復興再生拠点区域全体の避難指示が解除され、帰還が始まりました。新たな転入者を含めた町民に対し福祉サービスを提供できる体制を双葉町で構築しつつあります。

○ このような変化の中で、双葉町社会福祉協議会として、今後5年間の計画期間において取り組んでいかななくてはならない課題として以下の3つを設定しました。

- ① 孤立化しがちな町民に対する見守り支援活動・連携を含めた体制の強化
- ② 帰還する町民等への福祉サービス提供体制の充実等
- ③ 本部拠点の帰還に併せた新たな組織体制の強化





### 第3章 ビジョンの目指す方向性について

### 第3章 ビジョンの目指す方向性について

#### 第1節 基本方針

○ 双葉町社会福祉協議会の基本理念を実現するための基本方針は、以下の通り定めています。

##### 【基本方針】

◎ 双葉町民誰もが人として尊厳をもって、家庭や地域のなかで、その人らしい生活がおくれる地域社会の実現に向けて、町民主体及び町民参画を基本とした福祉の推進に取り組んでいきます。

○ 人と人とのつながりを深め、社会から孤立しない地域とすることを旨とするともに、たとえ生活上の何らかの問題や困難を抱えている人であっても、地域のなかで人々とふれあい、支え合うことで、自分らしく生き生きと暮らすことの出来る地域共生社会を目指します。

##### 【地域共生社会】

○ 制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」といった関係を超え、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

##### 【基本理念】

1. 社会福祉法人双葉町社会福祉協議会(以下「本会」という。)は、住民本位の地域福祉を推進しなければならない。
2. 本会は、より高度な社会福祉を目的とする事業の企画及び実施・普及に努めなければならない。
3. 本会は、住民が積極的に社会福祉活動に参加できる環境づくりと、その援助に努めなければならない。
4. 本会は、ノーマライゼーションの理念に基づき、住民及び地域から信頼される介護事業に努めなければならない。

平成21年4月1日制定、社会福祉法人 双葉町社会福祉協議会

## 第2節 基本目標及び施策方針

○ 地域福祉の推進主体それぞれが持てる力を最大限に発揮し、連携・協働して地域福祉の推進を図れるよう、3つの基本目標、3つの施策方針を掲げます。

### 【基本目標】

- ① 地域住民同士が支え合う地域づくりの推進（互助）
- ② 関係機関・団体との協働による、支援を必要とする町民の生活基盤及び社会参加の機会確保による自立支援（自助）
- ③ 地域福祉を推進するための法人運営体制の強化

### 【施策方針】

施策方針①：誰も取り残さない、地域福祉の仕組みづくり

施策方針②：安心して暮らせる住民主体の地域づくり

施策方針③：社会福祉協議会の基盤強化



## 1. 施策方針ごとの課題

### 施策方針①: 誰も取り残さない、地域福祉の仕組みづくり

課題	○生活再建が進み、地域の一員として安定した生活を送っている町民がいる一方で、地域や家庭での孤立、生活困窮、精神疾患等による引きこもり、未受診等による疾病の悪化等、支援が必要な町民もいます。今後も支援を必要とする町民の把握と支援体制の強化が必要です。
取組方針	○介護、生活困窮、権利擁護等多様なニーズに対応するため、地域福祉事業を実施するとともに、社協内の相談支援体制(体系)の充実を図りつつ、本部拠点を双葉町に移した後も、避難先地域組織、関係機関との連携による地域ネットワークの構築を推進し、町外避難者を各拠点等と連携して支援する体制を構築していきます。

### 施策方針②: 安心して暮らせる住民主体の地域づくり

課題	○震災後の避難生活において世帯分離が増加し、独居高齢者の介護等の生活課題が深刻化しています。日頃から、地域での声掛けや日常的な見守りによって、避難先・町内ともに、災害時にも対応できる助け合いの仕組みづくりが必要です。特に復興公営住宅では独居高齢者等高齢者世帯の割合が高く、見守り支援のあり方やコミュニティ形成が大きな課題となっています。住民が主体となって支え合う地域づくりが求められています。
取組方針	○関係機関と連携して、地域の助け合いによる孤立防止や緊急時の対応等、住民主体の生活支援体制の推進及び災害時等の支援体制を整備します。特に、双葉町にボランティアセンターを設置し、福祉及び災害支援のための人材の確保・育成を図ります。

### 施策方針③: 社会福祉協議会の基盤強化

課題	○双葉町社会福祉協議会の活動拠点は、福島県に4ヶ所、埼玉県に1ヶ所あり、令和4(2022)年8月の双葉町の帰還に併せて、双葉町を含めた拠点整備、組織整備等を進めてきました。現在の組織体制の見直しと双葉町での事業展開の方向性等、町民の動向を踏まえた拡充が必要です。
取組方針	○町民帰還や転入者の増加に向けて、事業体制や事業内容を検討するにあたり、行政との連携を図りながら組織体制を整備します。また、組織強化として、ICTの活用、職員の資質向上や必要な人員確保を推進します。

## 【施策の概念図】

### 【課題認識】

- ① 孤立化しがちな町民に対する見守り支援活動・連携を含めた体制の強化
- ② 帰還する町民等への福祉サービス提供体制の充実等
- ③ 本部拠点の帰還に併せた新たな組織体制の強化



### 【基本方針】

◎双葉町民誰もが人として尊厳をもって、家庭や地域のなかで、その人らしい生活がおくれる地域社会の実現に向けて、町民主体及び町民参画を基本とした福祉の推進に取り組んでいきます。



### 【基本目標】

- ① 地域住民同士が支え合う地域づくりの推進（互助）
- ② 関係機関・団体との協働による、支援を必要とする町民の生活基盤及び社会参加の機会確保による自立支援（自助）
- ③ 地域福祉を推進するための法人運営体制の強化



### 【施策方針】

- ① 誰も取り残さない、地域福祉の仕組みづくり
- ② 安心して暮らせる住民主体の地域づくり
- ③ 社会福祉協議会の基盤強化

### 第3節 ビジョンの体系

・施策方針①：誰も取り残さない、地域福祉の仕組みづくり

(1) 相談支援体制の強化	地域包括支援センターの強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関(双葉町内・避難先を含む)等との連携による適切な相談支援の推進</li> <li>・地域包括支援センターの双葉町内への帰還・強化</li> <li>・虐待の予防と早期発見につながる啓発活動の推進</li> <li>・要支援認定者に対するケアマネジメントの充実</li> <li>・認知症総合支援事業の推進</li> <li>・地域ケア会議の充実</li> </ul>
	サポートセンター総合相談の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難先での相談支援の推進</li> <li>・関係機関との連携</li> <li>・要援護者台帳の整備</li> </ul>
	生活支援相談員の訪問活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・課題の早期発見・早期対応のための訪問活動推進</li> <li>・独居高齢者・若年者等の孤立防止策の拡充</li> <li>・避難先における社会福祉協議会等との連携強化</li> <li>・要援護者の把握と個別訪問相談の充実</li> <li>・訪問後の相談に対するサポート（フォローアップ）体制の確立</li> </ul>
(2) 介護・福祉事業による町民の生活支援体制の強化	介護予防事業、介護サービスの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たに解除される地域を含めた町民のニーズに対応したサービスの検討</li> <li>・介護予防事業のあり方の継続的見直し（目的・対象者・メニュー・開催頻度等）</li> <li>・ICTの活用等を含めた町内・避難先の予防事業等に関する情報提供と参加の促進</li> <li>・地域密着型通所介護の拡充(いわき市)</li> </ul>
	生活困窮者支援事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活困窮者及び生活困窮予備軍の把握による相談支援の充実</li> <li>・生活援助資金・生活福祉資金貸付事業の充実</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・フードバンク事業の充実</li> <li>・自立支援機関等他機関連携の推進</li> </ul>
	権利擁護の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常生活自立支援事業(あんしんサポート)の充実</li> <li>・成年後見制度の利用促進</li> <li>・法人後見等権利擁護事業の検討</li> </ul>
(3) 帰還に併せた町民支援体制の拡充	相談支援体制の拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>・帰還者(予定者)の把握・フォローアップ</li> <li>・町内居住者の福祉ニーズの把握</li> <li>・総合相談窓口の設置(地域包括支援センター機能の継続)</li> <li>・生活支援体制整備事業の充実</li> <li>・分野横断的な重層的支援体制の検討</li> <li>・生活支援相談員等による見守り訪問体制の確立・実施</li> <li>・行政等関係機関との連携</li> </ul>
	介護サービス等の拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町民ニーズの把握</li> <li>・社会福祉協議会事業について行政との協議</li> <li>・双葉町内活動拠点の体制整備</li> <li>・地域密着型通所介護事業・訪問介護事業の実施</li> </ul>



施策方針②:安心して暮らせる住民主体の地域づくり

(1) 地域支え合いの推進	「支え合い」の啓蒙・啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社協だより、ホームページによる広報</li> <li>・高齢者や障がいのある人に対する理解を深める活動の充実</li> <li>・地域支え合いに関する話し合いの場の提供</li> </ul>
	活動を支える人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉人材の発掘と育成</li> <li>・ボランティア養成講座の充実</li> <li>・ボランティアリーダーの育成(研修会等の実施)</li> </ul>
	地域の生活支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・双葉町にボランティアセンターの設置</li> <li>・地域の実態把握、ニーズマッチング等コーディネート機能の充実</li> <li>・地域住民、団体等との連携推進</li> <li>・住民参加による生活支援活動推進</li> </ul>
(2) 災害時等の支援体制づくり	災害時等に備えた体制整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時要支援者の把握及び避難等に関する情報提供・共有</li> <li>・社協連携避難者支援センターを含め、避難先の関係機関等とのネットワークづくり</li> <li>・各事務所・詰所に非常用飲食料品・各種備品等を確保</li> <li>・災害対応マニュアル及び災害ボランティアセンター運営マニュアルの作成</li> </ul>
(3) 双葉町内の地域支え合いづくり	支え合いの啓蒙・啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報誌の配布</li> <li>・コミュニティ形成のための交流機会の拡充</li> <li>・ボランティア受け入れ体制整備</li> </ul>
	町民の実態把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要援護者の把握及びニーズの把握</li> <li>・緊急連絡カードの活用</li> <li>・要援護者台帳の作成</li> </ul>



### 施策方針③: 社会福祉協議会の基盤強化

(1) 組織体制の強化	組織体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町民の動向に合わせた拠点機能の継続的検討</li> <li>・行政、他団体との連携強化</li> <li>・ICT等活用した情報共有の仕組みづくり</li> <li>・コンプライアンスの強化</li> <li>・周辺自治体の社会福祉協議会との連携強化</li> </ul>
	財源の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適切な事業評価やコストの上に立った中長期的な財政計画の策定</li> <li>・公費財源(町・県社会福祉協議会からの補助、受託事業)の確保</li> <li>・自主財源(募金等配分金、寄付金等)の確保</li> </ul>
	職員の資質向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修等による職員の専門性や技術の向上</li> <li>・処遇改善等による職員のモチベーション向上・育成</li> <li>・資格取得によるスキルアップ</li> <li>・職員のメンタルヘルスケア</li> </ul>
(2) 帰還に併せた組織体制整備	社協組織体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社協組織体制の拡充</li> <li>・行政との協議による拠点体制及び人員の拡充</li> <li>・計画的な職員の採用・育成</li> </ul>





## 第4章 施策の展開

## 第4章 施策の展開

### 第1節 誰も取り残さない、地域福祉の仕組みづくり

#### 1) 相談支援体制の強化

##### (1) 地域包括支援センターの強化

###### 【現状と課題】

- 高齢者等の相談窓口として、介護保険やその他のサービスを利用するための情報提供や調整等を行い、介護・福祉・医療等様々な面から総合的に支援しています。
- 町からの受託事業として、令和7(2025)年度現在、「総合相談事業」、「介護予防ケアマネジメント事業」、「地域ケア会議推進事業」、「認知症総合支援事業」、「権利擁護事業」等を実施しています。活動拠点は現在、いわき市が中心となっていますが、令和9(2027)年度以降、本部拠点を双葉町に移すに当たり、双葉町が中心となります。

###### 【地域包括ケアシステム】

- 安心して暮らせる住まいで、生活上の安全や安心、健康の確保とともに、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けるために必要な支援体制のこと。

###### 【具体的な取り組みの概要】

- 総合事業の充実や生活支援サービスの体制整備、在宅医療と介護連携の推進に取り組むとともに、医療、介護、介護予防、生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築に寄与していきます。
- 特に、地域包括支援センターの役割が重要になっており、自立支援型の地域ケア会議の充実、ケアマネジメントの支援など、包括的・継続的ケアマネジメント事業の充実のための機能強化に努めていきます。
- 令和9(2027)年度の本部事務局の双葉町内への帰還に併せて、地域包括支援センターについても町内に帰還を行います。

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
関係機関(双葉町内・避難先を含む)等との連携による適切な相談支援の推進	継続				
地域包括支援センターの双葉町内への帰還・強化	準備	体制整備	継続		
虐待の予防と早期発見につながる啓発活動の推進	継続				
要支援認定者に対するケアマネジメントの充実	継続				
認知症総合支援事業の推進	継続				

地域ケア会議の充実	継続	→	→	→	→	→
-----------	----	---	---	---	---	---

(2) サポートセンター総合相談の充実

【現状と課題】

- サポートセンター総合相談は、いわき、郡山、加須で行われており、令和6年度の月平均相談件数は、それぞれ5.6件、9.3件、2.5件となっています
- 避難者の状況確認のため、生活支援相談員との連携などにより、要援護者台帳の更新を毎年2回行うこととしています（令和6年度末の台帳登録数1651名）

【具体的な取り組みの概要】

- 避難先の町民に対し、サポートセンター総合相談の周知を行い、利用拡大を図ります。その際、避難者の抱えている課題に応じて、関係機関との連携を行います。
- 引き続き、要援護者台帳の整備・更新を行っていきます。

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
避難先での相談支援の推進	継続	→	→	→	→
関係機関との連携	継続	→	→	→	→
要援護者台帳の整備	継続	→	→	→	→

(3)生活支援相談員等の訪問活動の充実

【現状と課題】

- 福島県社会福祉協議会からの受託事業として、生活支援相談員配置事業を平成24(2018)年度から実施しています。
- 令和7(2025)年度現在、相談員はいわき地区で6人、郡山地区（福島市、会津若松市を含む）で2人、南相馬地区で2人、白河地区で2人、加須市で2人、合計14人が訪問相談活動等を行っています。
- 生活支援相談員が仮設住宅・借上げ住宅・復興公営住宅及び新たに家を建てられた双葉町民を定期的に訪問し、心や身体に関する健康相談や介護・福祉サービス等に関する相談を受け、専門機関につなぐ役割を担っています。
- 子どもたちや障がいのある方を含め避難の長期化を踏まえ、居場所や交流の場作りに向けて、ボランティア活動やICTの利活用などにより、若年者を含めた孤立防止策の拡充が必要となっています。
- 特に避難先においては、地元社会福祉協議会等との連携が求められています。

**【生活支援相談員の役割】**

○ 生活支援相談員は、被災者の福祉課題・生活課題の把握を行ない、支援を要する人(要援助者)に対して、必要なサービス・活動が利用できるよう、相談や調整を行うとともに、既存のサービス・活動で対応できないニーズについて、自ら支援を行います。また、要援助者に寄り添って、個々のニーズに応える支援(個別支援)を通してその自立を促進するとともに、住民同士のつながり、助け合いの力の支援(地域支援)を行います。

(生活支援相談員ハンドブックふくしま版)

**【具体的な取り組みの概要】**

○ 見守りを通じて、町民世帯の状況把握と地域福祉サービスの理解を一層促進するため、生活支援相談員による訪問活動等は、今後も社会福祉協議会の事業として継続実施します。

○ 町民の抱える悩みを早期に把握する能力や体制づくり、生活支援相談員が町民の相談内容を解決できる部署、専門職・専門機関に適切に繋げられる体制に努めます。

○ 個別訪問では、独居高齢者や若年者等の町民の状況を把握することを目的とした訪問と、地域包括支援センター等と連携を行うことにより、支援を必要とする町民への個別対応を並行して進めていきます。

○ 特に、避難先では、地元社会福祉協議会等との連携を強化します。

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
課題の早期発見・早期対応のための訪問活動推進	継続				
独居高齢者・若年者等の孤立防止策の拡充	実施	継続			
避難先における地元社会福祉協議会等との連携強化	実施	継続			
要援護者の把握と個別訪問相談の充実	継続				
訪問後の相談に対するサポート(フォローアップ)体制の確立	継続				

2) 介護・福祉事業による町民の生活支援体制の強化

(1) 介護予防事業、介護サービスの推進

**【現状と課題】**

- 運動機能向上、認知症、うつ、閉じこもり予防、町民同士の交流、孤立化の防止を目的として公共施設等で介護予防教室などを開催しています。
- 避難を余儀なくされている町民への支援策として、いわき市、郡山市、加須市に支援活動の拠点を設け、相談支援や交流サロン等を開催していますが、令和2(2020)年度のコロナ禍以降、参加者が減少してきています。
- 町民帰還に併せて、令和3(2021)年度以降、双葉町においても「社協サロン」を開催してきており、転入者を含め参加者は微増してきています。
- 平成30(2018)年度から、いわき市勿来酒井地区の「双葉町サポートセンターひだまり」内で地域密着型通所介護事業を運営しています。

【具体的な取り組みの概要】

- 避難生活で、孤立化や心身機能の低下により、自立が困難になっている町民の存在を受け、健康状態の把握・健康維持を推進するため、継続的に介護予防事業の充実に取り組みます。
- 新たに解除される地域を含め、町民のニーズに対応するため、避難先及び双葉町内の自治体や関係機関と連携を図り、地域とのつながりや町民同士の支え合いなど自主的なコミュニティ形成の促進に向けた基盤づくりに取り組みます。
- 交流サロン等への参加を促していくために、ICTの活用を検討していきます。
- 要介護高齢者等への質の高い福祉サービスの提供と家族介護の負担軽減を図るため、通所介護の一層の充実に努めます。

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
新たに解除される地域を含めた町民のニーズに対応したサービスの検討	継続				
介護予防事業等のあり方の継続的見直し(目的・対象者・メニュー・開催頻度等)	継続				
ICTの活用を含めた、町内・避難先の介護予防事業等に関する情報提供と参加の促進	検討	体制整備	継続		
地域密着型通所介護(勿来酒井地区)の充実	継続				

(2) 生活困窮者支援事業の充実

【現状と課題】

- 双葉町社会福祉協議会では、生活困窮者支援事業として、「生活福祉資金」、「生

活援助資金」等の貸付事業、フードバンク事業等を実施しています。

○ しかし、社会福祉協議会で全ての問題を解決することは困難です。相談者と一緒にできる限りの解決方法を模索し、解決へ繋げる努力が必要です。そのため、相談に関する情報を町民にお知らせするとともに、町民情報を関係機関等へ周知し、日常的な連携体制の構築を図ることが課題となっています。

**【具体的な取り組みの概要】**

○ 経済的自立及び生活意欲の助長促進のため、福島県社会福祉協議会から受託している生活福祉資金の貸付事務(貸付相談・申請手続き)を行います。

○ 利用者の状況に合わせた相談体制の整備と福島県社会福祉協議会や民生委員との連携強化に努めます。

**【生活福祉資金の内容】**

- ・総合支援資金
- ・福祉資金
- ・教育支援資金
- ・不動産担保型生活資金

○ 低所得者世帯を対象とし、一時的な生活費として、また次期の収入までのつなぎ資金として貸付けることを目的とした生活援助資金貸付制度の継続的な実施に努めます。貸付限度額は、一世帯50,000円以内(無利子)で、貸付期間は1年以内となっています。

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
生活困窮者及び生活困窮予備軍の把握による相談支援の充実	継続				
生活福祉資金・生活援助資金貸付事業の充実	継続				
フードバンク事業の充実	継続				
自立支援機関等他機関連携の推進	継続				

**【フードバンク事業】**

○安全に食べられるのに、包装の破損や過剰在庫、印字ミスなどの理由で、流通に出すことが出来ない食品を企業などから寄贈していただき、必要としている施設や団体、困窮世帯に無償で提供する活動です。

### (3) 権利擁護の推進

#### 【現状と課題】

- 日常生活自立支援事業(あんしんサポート)として、高齢者や知的または精神的に障がいのある人など、判断能力が不十分で親族などの援助が得られない人に対して、福祉サービスの利用手続きや援助などを行っています。
- 日常生活自立支援事業利用者の判断能力の低下など、状況を確認しながら成年後見制度への移行を円滑に促進し、地域で安心して生活できるよう支援することが課題となっています。

#### 【日常生活自立支援事業と成年後見制度について】

○日常生活自立支援事業は、利用者との契約により、福祉サービスの利用手続きや日常生活の金銭管理等をお手伝いする事業です。一方、成年後見制度は、認知症、知的障がい、精神障がい等によって判断能力が十分でない人の意思を尊重し、心身の状態や生活状況に配慮しながら、財産管理や契約等を支援する制度です。

	日常生活自立支援事業	成年後見制度
対 象	判断能力の不十分な人 (契約できる程度)	判断能力の低下した人
援助者	専門員、生活支援員	後見人、保佐人、補助人
相談窓口	社会福祉協議会	社会福祉協議会、家庭裁判所、弁護士、司法書士、社会福祉士等

#### 【具体的な取り組みの概要】

- 日常生活自立支援事業(あんしんサポート)の周知と利用を促進するために、事業実施体制の構築に努めます。
- 成年後見制度の理解と利用促進を図るため、パンフレットの配布、研修会の実施など周知活動を充実します。また、支援が必要な人に対する成年後見制度に関する申請手続き等の相談支援を充実します。
- 地域に根差した権利擁護事業の普及と長期的・安定的な運営に努めます。

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
日常生活自立支援事業(あんしんサポート)の充実	継続				
成年後見制度の利用促進	継続				
法人後見等権利擁護事業の検討	継続				

#### 【法人後見】

○ 法人後見とは、社会福祉法人や社団法人、NPOなどの法人が成年後見人、保佐人もしくは補助人(以下、「成年後見等」といいます。)になり、親族等が個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が不十分な人の保護・支援を行うことをいいます。

○ また、社会福祉協議会の特徴を活かし、地域住民や福祉・法律の関係団体と連携しながら、本人を中心とした見守りのネットワークをつくります。職員が、本人に適した支援方法を考え、福祉関係機関と協力しながら支援していきます。

#### 【事業実施体制】

○ 福島県会津地方では、広域で法人後見等権利擁護事業を実施しています。双葉町社会福祉協議会でも、周辺(双葉郡内)社会福祉協議会と連携しながら体制整備に努める必要があります。

### 3) 帰還に併せた町民支援体制の推進

#### (1) 相談支援体制の拡充

##### 【現状と課題】

○ 令和7(2025)年9月始時点の双葉町内人口は195名(帰還者及び転入者)となっています。

○ 震災・事故から長い時間が経過する中、町民の事情は様々です。今後想定される帰還状況や転入者の状況を踏まえ、次の5年で、どのような課題やニーズに対応していくのかを示し、双葉町や関係機関及び町民と共有していくことが求められています。

○ 令和9(2027)年度の本部拠点・地域包括支援センターの双葉町への帰還に伴い、相談支援体制を整備し、町民の福祉課題に対応する必要があります。

##### 【具体的な取り組みの概要】

○ 帰還者は、これまでの避難先で形成されたコミュニティとは異なる生活環境に移ることになるため、定着するまでの期間、町民を孤立させないため、町民ニーズに対応した見守り訪問や相談支援を実施します。

○ 今後増加する双葉町内転入者に対して福祉ニーズの把握を行い、相談支援体制を拡充します。

	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度	令和12 年度
帰還者(予定者)の把握・フォローアップ	継続	→			
町内居住者の福祉ニーズの把握	体制 確立	実施	継続	→	
総合相談窓口の設置(地域包括支援センター機能の継続)	継続	→			
生活支援体制整備事業の充実	継続	→			
分野横断的な重層的支援体制の検討	検討	体制 整備	継続	→	
生活支援相談員等による見守り訪問体制の確立・実施	継続	→			
行政等関係機関との連携	継続	→			

#### 【重層的支援体制整備】

平成 29(2017)年には「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」の中で、社会福祉法を改正しています。この改正では、複合化した課題を抱える個人や世帯に対する支援、「制度の挟間」の問題など、既存の制度では解決できない課題に対し、重層的な支援体制づくりに福祉計画全体で取り組んでいくこととしています。

#### (2) 介護サービス等の拡充

##### 【現状と課題】

- 双葉町に帰還又は帰還を予定している町民に対しては、要支援・要介護者に対するケアプランの作成と、それに基づく介護サービス等の実施が課題となっています。町民ニーズに必要な福祉サービスを適切に提供していくことが必要です。また、障がい者に対しても同様の支援が必要になります。
- 町民の帰還状況に合わせ、高齢者等へのデイサービス、配食サービスの提供などに努める必要があります。

##### 【具体的な取り組みの概要】

- 双葉町社会福祉協議会としては、町内の福祉の拠点として、帰還した町民や転入者の要介護者や障がい者が福祉サービスを適切に提供されている状態になることを目標にします。
- 令和9(2027)年度中に双葉町においても地域密着型通所介護事業及び訪問介護事業を実施します。

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
町民ニーズの把握	継続	→			
社会福祉協議会事業について行政との協議	継続	→			
双葉町内活動拠点の体制整備	準備	体制整備	継続	→	
地域密着型通所介護事業・訪問介護事業の実施	準備	実施	継続	→	

## 第2節 安心して暮らせる住民主体の地域づくり

### 1) 地域支え合いの推進

#### (1) 「支え合い」の啓蒙・啓発

##### 【現状と課題】

- 子供、高齢者、障がい者などすべての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる地域共生社会を実現するため、地域のあらゆる町民が役割を持ち、担い手となることが地域づくりの基盤となります。
- 地域福祉を推進する上で、自助力・互助力を高めていくことは必要不可欠です。その担い手の継続的な育成が求められています。そして、多様化する問題の解決のためには、町民相互の信頼できる関係づくりが重要になっています。

##### 【具体的な取り組みの概要】

- 支え合い・助け合いを進めるという「地域福祉」についての意識の浸透を図るため、社協だより、インターネット等多様な情報発信手段を活用し、福祉の情報提供の充実を図ります。
- 福祉啓発活動、講演会、各種講座等の地域福祉への関心を高める機会を充実させ、幅広い世代の地域福祉への理解を促進します。

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
社協だより、ホームページによる広報	継続	→			
高齢者や障がいのある人に対する理解を深める活動の充実	継続	→			
地域支え合いに関する話し合いの場の提供	継続	→			

## (2) 活動を支える人材の育成

### 【現状と課題】

○ ボランティア活動は、豊かな地域社会を創り出していくための大きな力です。震災後の避難生活において世帯分離による独居高齢者の増加や地域での支え合い・助け合いの必要性の高まりなどにより、ボランティアの担い手不足や高齢化が顕著になっています。

○ 一方で、双葉町への新たな転入者は、比較的若い世代が多いことから、ボランティアの担い手としての活躍が期待されています。

○ ボランティア活動を推進するためには、担い手の育成が課題となっています。また、活動を充実させ継続させるためには、リーダーの育成、情報提供や活動支援体制を充実させる必要があります。

### 【具体的な取り組みの概要】

○ ボランティアのきっかけづくりから専門性の高いボランティアまで、町民のボランティアニーズに応じながら、さまざまな内容のボランティア講座を企画・実施します。

○ 活動の中心的役割を担うリーダーを育成することで、活動を更に充実させます。また、活動を継続させるためのリーダー等の育成体制の整備を図ります。

○ 学校・企業等に対し福祉教育等を促進し、福祉に対する理解を深め、次世代の地域福祉の担い手となる福祉人材の発掘と育成に努めます。

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
福祉人材の発掘と育成	継続	→			
ボランティア養成講座の充実	継続	→			
ボランティアリーダーの育成(研修会等の実施)	継続	→			

## (3) 地域の生活支援体制の充実

### 【現状と課題】

○ 地域でさまざまな活動を通じて身近なつながりを深めるなど、地域の活性化を図る必要があります。そして、地域における課題の把握や解決のための取り組み体制についても支援していく必要があります。

○ 独居高齢者の増加に伴い、日々の暮らしの中での見守りや目配りといった日頃からの支援体制の構築も重要になっています。

○ 一方、福祉情報は、行政(県・町)や関係機関との十分な共有化・一元化が重要になっています。そのため、IT(情報技術)・ICT(情報通信技術)の活用に向けた研究が課題となっています。



	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
災害時要支援者の把握及び避難等に関する情報提供・共有	継続				
社協連携避難者支援センターを含め、避難先の関係機関等とのネットワークづくり	継続				
各事務所・詰所に非常用飲食料品・各種備品等を確保	継続				
災害対応マニュアル等の作成	災害対応マニュアル	継続			
	災害ボランティアセンター運営マニュアル	継続			

#### 【避難行動要支援者】

- 高齢者や障がい者等で自ら避難できない人が該当します。
- 市町村では避難行動要支援者のうち、同意の上、申請のあった人の名簿を作成し、毎年、地域の関係機関等へ配布しています。
- 要支援者毎に「避難行動要支援者避難支援計画(個別計画)書」を作成しています。

#### 【具体的な取り組みの概要】

- 災害発生時に備え、支援が必要と思われる人へ「避難行動要支援者名簿」への登録を働きかけるとともに、避難先及び双葉町内の関係機関との連携を図り、情報収集に努めます。
- 避難先及び双葉町内の関係機関と協議し、被災時に必要な情報交換や交流が行える機会の提供に努めます。
- 各事務所に非常用飲食料品・各種備品等を確保します。
- 防災に関し、平常時及び災害発生時における社会福祉協議会の役割、職員動員等を明らかにし、迅速、円滑な災害対策を行うため、「災害対応マニュアル」、「災害ボランティアセンター運営マニュアル」を作成します。

**【個人情報保護法】**

○災害対策上個人情報、迅速な救済措置を講じる上で必要なものですが、個人情報保護法により、情報の漏えいや不正な扱いに対応できるようになった反面、個人情報保護による地域社会への情報の伝達の滞りが課題となっています。

○市町村では、災害時要支援者に対応するために、行政、自主防災組織、民生・児童委員、が相互に連携を図り、個人の同意のもとに災害時要支援者名簿を作成しています。

3) 双葉町内の地域支え合いづくり

(1) 「支え合い」の啓蒙・啓発

**【現状と課題】**

- 震災前、双葉町には近隣同士で支え合い、助け合う、互助のコミュニティの姿がありました。また、震災後の避難により、避難先での新たなコミュニティも形成されています。
- 特定拠点の「住む拠点」への帰還により、新たな地域の支え合い、助け合い活動が重要になっています。
- 町民の帰還は徐々に進むものと推定されますが、町内に居住する町民は少なく、転入者を含めた町民同士の交流を促進し、住民主体のコミュニティが形成されつつありますが、今後さらに進めていくことが課題となっています。

**【具体的な取り組みの概要】**

- 帰還者及び転入者ともに、支え合い、助け合いなど「互助」に基づくコミュニティ活動の機会拡充を図るとともに、活動の中心となるボランティアの受け入れ体制を整備します。

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
広報紙の配布	継続	拡充	→		
コミュニティ形成のための交流機会の拡充	継続	拡充	→		
ボランティア受け入れ体制整備	継続	拡充	→		

(2) 町民の実態把握

**【現状と課題】**

- 令和4(2022)年に特定拠点の「住む拠点」への帰還が開始され、徐々に町民の帰

還が進む中、単身高齢者や要介護者等は孤立化しやすい状況にあります。

○ 町民の帰還については、今後、帰還状況やニーズを正確に把握し、行政と協議しながら適切な支援に努めなければなりません。

【具体的な取り組みの概要】

○ 帰還町民及び転入者の情報を把握し、要援護者台帳を作成し、地域での見守りや専門機関への情報提供等、適切な支援に努めます。

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
要援護者の把握及びニーズの把握	継続	→			
緊急連絡カードの活用	継続	→			
要援護者台帳の作成	継続	→			



### 第3節 社会福祉協議会の基盤整備

#### 1) 組織体制の強化

##### (1) 組織体制の強化

###### 【現状と課題】

○ 双葉町社会福祉協議会では、いわきの本部事務局、郡山事務所、加須事務所、南相馬出張所、白河出張所において、介護予防事業や生活支援相談員による見守り、福祉に関する相談などを実施し、また、双葉町に活動拠点を置き、ボランティアや福祉に関する相談対応を定期的実施してきました。

○ 令和7(2025)年4月に、南相馬出張所及び白河出張所を、それぞれいわき本部事務局及び郡山事務所の詰所に変更する組織改編を行いました。

○ 令和7(2025)年7月現在の職員数は、合計28人(正規職員:11人、嘱託員:16人、臨時職員:1人)となっており、正規職員の割合が少なくなっています。

	本部事務局(いわき市)				郡山事務所		加須事務所	合計
	総務部	介護・生活支援部	地域包括支援センター	南相馬詰所	サポートセンター	白河詰所		
正規職員	4	2	3	1	1	-	-	11
嘱託員	6	1	-	1	3	2	3	16
臨時職員	-	1	-	-	-	-	-	1
合計	10	4	3	2	4	2	3	28

###### 【具体的な取り組みの概要】

○ 町民に社会福祉協議会の事業について理解を深めてもらえるよう、適時・適切に情報発信し「見える化」に努めます。また、町民が何を求めているのか、どんな課題や問題を抱えているのかのニーズ把握に努め、企画提案能力を高めていきます。

○ 周辺自治体の社会福祉協議会と連携した福祉サービスや事業(施設整備等)の実施体制を検討し、より充実したものとし、町民から頼りにされる社会福祉協議会づくりを進めます。

	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度	令和12 年度
町民の動向に合わせた拠点機能の継続的検討	継続				
行政、他団体との連携強化	継続				
ICT等を活用した情報共有の仕組みづくり	継続				
コンプライアンスの強化	継続				
周辺自治体の社会福祉協議会との連携強化	継続				

#### 【コンプライアンス】

○日本語として使われる場合の「コンプライアンス」とは、「法令遵守」という意味になることが多いですが、実際には企業が独自に設ける就業規則や社内規定、企業倫理なども含め守ることを指します。

○つまり、不正会計や長時間残業と言った行為はもちろんのこと、モラルに反した行為なども「コンプライアンス違反」となります。

## (2) 財源の確保

### 【現状と課題】

○双葉町社会福祉協議会における福祉活動を推進強化するためには、事業を行うための財源を確保することが重要です。

○社会福祉協議会は、補助金・受託金などの「公費財源」、介護報酬などの「事業収入財源」、寄付金・共同募金配分金などの「自主財源」を財源として運営しています。

○継続的に適切な事業評価やコスト把握を行い、安定的な財務運営に努める必要があります。

### 【具体的な取り組みの概要】

○双葉町社会福祉協議会が地域福祉の中心となる推進組織として、町民の期待に応えるためには、公費の補助・委託事業にとどまらず、柔軟で先駆的な事業活動に幅広く取り組むことが重要であり、そのためにも自主財源等の確保を図ります。

○また、事業運営・経営のビジョンや目標を明確にし、実現に向けた組織・事業・財政に関する取り組みを明示して、戦略的事業展開と社会福祉協議会の組織改革・意

識改革を図ります。

	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度	令和12 年度
適切な事業評価やコストの上に立った 中長期的な財政計画の策定	継続				
公費財源(町・県社会福祉協議会から の補助、受託事業)の確保	継続				
自主財源(寄付金、募金等配分金等)の 確保	継続				

### (3) 職員の資質向上・育成

#### 【現状と課題】

- 現在OJT(職場内研修)とともに、専門的な知識・技術の習得や適切な接客対応等を目的とした福島県社会福祉協議会等が主催する外部の研修会への参加を進めています。
- 地域福祉にかかわる専門性と熱意ある職員を得るとともに、自立した組織として継続的に運営できるよう、処遇などの条件の見直しを検討する必要があります。

#### 【社会福祉協議会職員に求められる能力】

- ・仕事に対する知識や技術
- ・社会全般に関する問題意識と情報収集
- ・社会福祉を目的とする事業の企画や仕組みづくりの立案と実施する能力
- ・人とのつながりを築く能力・組織の内外での折衝や交渉、調整する能力
- ・これからの時代に新たに必要とされる法務・情報化対応能力

#### 【具体的な取り組みの概要】

- 日常業務を通じた研修であるOJT(職場内研修)を深め、職員間のコミュニケーションの活性化や業務上の目標や課題の共有化を図り、円滑な業務遂行を目指します。
- 複雑化する福祉ニーズに対応していくためには、質の高い福祉人材と合わせて、常に専門性を向上させる取り組みも重要です。たとえ就労時には資格を持っていない人であっても、働きながら段階を踏んで専門性の向上が出来るような資格体系を確立し、その養成・確保に努めます。
- 職務を遂行する上で、専門的な能力が必要とされる相談や対応が求められている現状を受け、各職員の業務の整理と明確化に取り組みます。また、相談に対して適

切に対応するために、研修等の実施による職員のフォローに取り組みます。

○ 職員のメンタルヘルスケアを実施するなど心身の健康管理に努め、事業運営の安定化と人材定着を図ります。

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
研修等による職員の専門性や技術の向上	継続				
処遇改善等による職員のモチベーション向上	継続				
資格取得によるスキルアップ	継続				
職員のメンタルヘルスケア	継続				

## 2) 帰還に併せた組織体制整備

### (1) 社協組織体制の整備

#### 【現状と課題】

○ 避難町民は、時間の経過とともに福島県内、特にいわき市内に居住する傾向がありましたが、近年ではその傾向は落ち着いてきています。

双葉町への帰還が始まり、新たな転入者を含め双葉町の居住人口が増加しています。

○ 双葉町社会福祉協議会は拠点体制の在り方や拠点統廃合を含めて町民の実態に即して対応するとともに、必要に応じて職員の増員や配置の見直しを随時実施してきました。令和9(2027)年度以降、本部拠点を双葉町に移すに当たり、人員の増強を検討することが求められています。

#### 【具体的な取り組みの概要】

○ 令和9(2027)年度中に社会福祉協議会本部が帰還できるよう準備することとし、人員の増強を検討します。

○ 現行のいわき事務所(南相馬出張所を詰所に組織変更)、郡山事務所(白河出張所を詰所に組織変更)、加須事務所は当面維持することとし、その機能・体制については、住民の動向等により継続的見直しを行います。

	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度	令和12 年度
社協組織体制の拡充	継続	→			
行政との協議による拠点体制及び人材の拡充	継続	→			
計画的な職員の採用・育成	継続	→			



**第5章 地域別施策の考え方と5年後（2030年）  
の到達目標**

## 第5章 地域別施策の考え方と5年後(令和12(2030)年)の到達目標

### 第1節 双葉町

- 令和4(2022)年8月に双葉駅周辺の特定復興再生拠点区域が解除され、双葉町役場が帰還するとともに駅周辺の住む拠点への帰還が開始されました。
- また、その他の帰還困難区域においても、特定帰還居住区域が指定され、令和12(2030)年までに解除される予定です。双葉町に生活拠点を移された町民に対し、現在避難先で実施されている各種福祉サービスが帰還場所でも同様に提供されることが求められます。そのため社会福祉協議会としても、令和9(2027)年度に双葉町に本部拠点を移し、サービスを再開する必要があります。
- 令和12(2030)年度までの5年間は、段階的に帰還する町民が孤立しないための見守り活動を引続き行うとともに、世帯状況の把握が重要になります。
- また、帰還が想定される比較的元気な高齢者や若い世代が多い転入者も年齢を重ね、介護や支援がいずれ必要になることを考えると、介護支援の体制を整えておくことが必要です。
- これらの状況を踏まえ、双葉町内における各種福祉サービスの段階的な実施により、町民が帰還できる住みやすい地域づくりを推進していくことが重要と考えられます。

#### 【特定帰還居住区域の認定と避難指示解除】

令和5(2023)年9月に双葉町の特定帰還居住区域計画が認定され、大字下長塚、三字の各一部の行政区において先行指定された後、令和6(2024)年4月に、大字鴻草、渋川、寺松、羽鳥、細谷、山田、石熊の各一部が、追加指定され、認定された区域における速やかな線量低減、家屋解体等と、上下水道等のインフラ復旧が進められており、令和12(2030)年までに順次避難指示が解除されることが見込まれています。

住民意向調査によれば、これらの特定復興再生拠点外の帰還困難区域の方々は、「戻りたいと考えている(31.9%)」「まだ判断がつかない(34.9%)」とする回答が、全体(それぞれ、14.3%、25.3%)に比べ高くなっています。

### 第2節 避難先

#### 1) いわき(市内)拠点

- いわき市に避難する双葉町民は、令和7(2025)年3月末時点1,972人で、避難者6,398人の30.9%を占めています。また、いわき市で自宅再建している町民も多く、いわき市と双葉町の二拠点間を行き来しながら生活する人も多い状況です。
- そのため、各種福祉サービス内容や量の拡充を図るのではなく、現状の水準を確保し、引き続き見守り活動の継続と、引きこもり防止にもつながる生きがいづくりが必

要です。

## 2) その他拠点

- 郡山・白河・南相馬地域等では、帰還が進み町民が減少すると考えられますが、町民に対する見守り、生きがいつくりのサービス機能を維持することが重要です。
- “双葉町とつながっていたい“という意向を持つ町民が全体で約3分の2(令和6(2024)年住民意向調査:復興庁、福島県、双葉町)を占めていることから、町民同士及び避難先地域とのつながりの維持が必要です。
- そのため、避難先の行政、社会福祉協議会等とも連携しつつ、町民への情報提供と町民同士の交流、町民と避難先住民との交流機会の継続が重要です。

### 【社協連携避難者支援センター】

令和5(2023)年4月の社協連携避難者支援センターいわきの開所を皮切りに、避難元社協と避難先社協が協力して、見守り訪問活動や復興住宅集会所での交流サロン等の開催を行っています。

- いわき(令和5(2023)年4月開所、参加社協:双葉町、檜葉町、富岡町、大熊町、浪江町、いわき市)
- 郡山(令和6(2024)年4月開所、参加社協:双葉町、富岡町、大熊町、郡山市)
- 南相馬(令和7(2025)年5月開所、参加社協:双葉町、浪江町、飯舘村、南相馬市)
- 福島(令和7(2025)年5月開所、参加社協:浪江町、飯舘村、福島市)





## 第6章 ビジョンの推進にあたって

## 第6章 ビジョンの推進にあたって

### 第1節 ビジョン内容の周知徹底

地域福祉は、行政や社会福祉協議会だけが行うものではなく、町民の参画を得ながら推進していくものであり、一人でも多くの町民に理解、協力を求めていく必要があります。

○ そのため、本ビジョンで示した「基本方針」や福祉課題解決のための「基本目標」、「施策方針」、「施策の展開」等について、『広報ふたば(災害版)』、コミュニティ誌『つなげよう つながろう ふたばのわ』(毎月発行)、『双葉町社協だより』(年2回発行)や『双葉町社協:ホームページ』などあらゆる機会を通して、町民や町内の福祉関係各種団体をはじめ企業などへ広く周知に努め、本ビジョンに対する参画や各自の取り組み等について啓発・普及を行いながらビジョンを推進していきます。

○ また、地域におけるビジョンの推進については、社会福祉協議会が自治会等さまざまな地域組織と連携して、地域の実情に応じながら取り組み活動を促進していきます。

### 第2節 推進体制と見直し

○ 本ビジョンは、行政・社会福祉協議会・町民との横断的な推進体制により推進するものです。そのため、それぞれの役割を担いビジョンを推進していくとともに、定期的な推進状況などの情報共有に努めます。

○ また、見直しなどの必要があった場合は、評価・検証を行います。また、関連する制度改正や各種調査活動を通して福祉サービス利用者の福祉課題の把握を行い、成果と課題を明らかにし、新たなニーズの変化に応じた計画の見直しを行います。

○ ビジョンにおける取り組みについて、社会福祉協議会の部署ごとに、より具体的な事業を検討し、それぞれの年次計画に落とし込みます。また、社協職員が一丸となってビジョンを推進していくために、情報の共有化を図ります。

○ 事業の進捗状況の把握、情報や課題の共有を図るとともに、定期的な点検・評価、計画の見直しを行います。

○ 着実に計画を推進していくために、共通理念・目標のもと、各部署での業務に取り組みます。これにおいても社会情勢やニーズに合わせた事業展開を心掛け、地域福祉の推進に努めます。

### 第3節 ビジョンの進行管理

○ 本ビジョンに基づく地域福祉活動の取り組みを効果的で継続的に推進していくために、社会情勢や町民意識等の変化を的確にとらえ、具体的な事業や活動の推進がその基本方針・基本目標に結びついているかを検証する必要があります。

○ 本ビジョンの善実な事業(活動)推進のため、担当部署では、各施策・事業につい

て、自己評価を行いながら、計画に基づく実施に努めます。

○ 社会福祉協議会内体制については、総務部が中心となって、意識啓発及び情報の共有を図り、ビジョンの総合的かつ計画的な進行管理に努めます。

○ ビジョンの点検・評価については、PDCAサイクルに基づいて実施します。PDCAサイクルとは、計画（Plan）をたて、それを実施（Do）し、実行の結果を評価（Check）して、さらに計画の改善（Action）を行うという一連の流れをシステムとして進めていく方法です。

○ なお、見直しをした内容については、評価と併せて『社協だより』や『社協ホームページ』などを活用して町民に広く公開します。

Plan（計画）	目標を設定し、目標達成に向けた活動を立案する。
Do（実施）	計画に基づき活動を実行する。
Check（評価）	活動を実施した結果を把握・分析し、考察する（学ぶ）。
Action（改善）	考察に基づき、計画の目標、活動などの見直しを行う。

#### 【PDCAサイクルの流れ】



## 参考文献一覧

1. 『双葉町復興まちづくり計画（第一次）』（平成25年6月）
2. 『双葉町復興まちづくり計画（第二次）』（平成28年12月）
3. 『双葉町復興まちづくり計画（第三次）』（令和4年6月）
4. 『双葉町復興まちづくり長期ビジョン』（平成27年3月）
5. 『双葉町津波被災地域復旧・復興事業計画（両竹・浜野地区復興計画）』（平成27年3月）
6. 『双葉町内復興拠点基本構想』（平成28年3月）
7. 『双葉町特定帰還居住区域復興再生計画』（令和6年4月改訂）
8. 『双葉町再生可能エネルギー活用・推進計画』（平成28年3月）
9. 『避難指示解除に関する考え方（双葉町）』（平成30年12月）
10. 『住民基本台帳・避難状況等（双葉町ホームページ）』（令和7年3月）
11. 『住民意向調査（復興庁）』（令和7年3月及び各年分）
12. 『生活支援相談員ハンドブック（福島県社会福祉協議会）』（平成28年3月）
13. 『双葉町第9期介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画』（令和6年3月）
14. 『双葉地域における中核的病院整備基本構想』（令和5年11月）
15. 『双葉町地域防災計画（令和2年3月）』（令和7年3月「第4編 原子力災害対策編」改訂）





社会福祉法人  
双葉町社会福祉協議会